

第5次熊本県食の安全安心推進計画

令和3年度(2021年度)～令和6年度(2024年度)

令和3年3月
熊本県

《 目 次 》

第1章 総則

I	計画策定の趣旨	1
II	計画の位置付け	2
III	計画期間	2
IV	計画の推進に向けて	
1	関係者の役割・責務	3
2	計画の進行管理等	3

第2章 食の安全・安心を取り巻く現状と課題

I	食の安全・安心に関する主な出来事	4
II	県民生活に関する意識調査の結果	5
III	前計画の取組状況	7
IV	今後の課題	12

第3章 食の安全・安心の確保に関する施策

I	計画の基本的施策	13
II	本計画における新たな事項	13
III	施策の展開	18
1	生産から消費に至る各段階における食の安全性の確保	18
(1)	生産段階における安全性の確保	
(2)	製造・加工段階における安全性の確保	
(3)	流通・販売段階における安全性の確保	
(4)	消費段階における安全性の確保	
2	正確で分かりやすい情報の提供	34
(1)	適正な食品表示の推進	
(2)	的確な情報収集・提供の推進	
3	関係者の相互理解と信頼関係の確立	43
(1)	リスクコミュニケーションや関係者間の連携の促進	
(2)	消費者等の意見の反映	
(3)	食の安全安心につながる食育の推進及び農林水産業への理解と共感の醸成	
(4)	食の安全安心確保のための取組みに関する情報発信	
4	食の安全安心確保のための体制の充実	54
(1)	食の安全安心確保のための取組みの総合的推進	
(2)	食の安全安心確保に携わる行政関係職員の資質向上及び地域における人材の育成	
(3)	食の安全安心確保のための技術の研究開発・普及促進並びに食品検査体制の堅持	
(4)	食に関する問題発生時の対応	
(5)	大規模災害等発生時の食の安全安心の確保	

*文中の(※)がついた用語については、巻末の参考資料に用語解説を掲載しています。

第1章 総則

I 計画策定の趣旨

本県では、食は生命と健康の基本であるという考えのもと、平成15年(2003年)3月に「くまもと食の安全安心のための基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定し、また、平成17年(2005年)3月に「熊本県食の安全安心推進条例」(以下「条例」という。)を制定しました。

さらに、条例に基づき、平成18年(2006年)6月に「熊本県食の安全安心推進計画」を策定し、これまで三度の改訂を経て平成29年度(2017年度)から「第4次食の安全安心推進計画(平成29年度(2017年度)～令和2年度(2020年度))」(以下「第4次計画」という。)により、食品の安全性及び食品に対する安心感(以下「食の安全安心」という。)の確保を図るため、庁内関係部局と連携しながら、生産から消費までの各段階におけるさまざまな施策に取り組んできました。

しかしながら、全国的には腸管出血性大腸菌O157等による重篤な食中毒や、食品の異物混入事件等、食の安全・安心を脅かす事案が依然として後を絶たず、県民の食の安全性や信頼性を脅かす一因となっており、より一層の食の安全・安心の取組みが必要とされています。

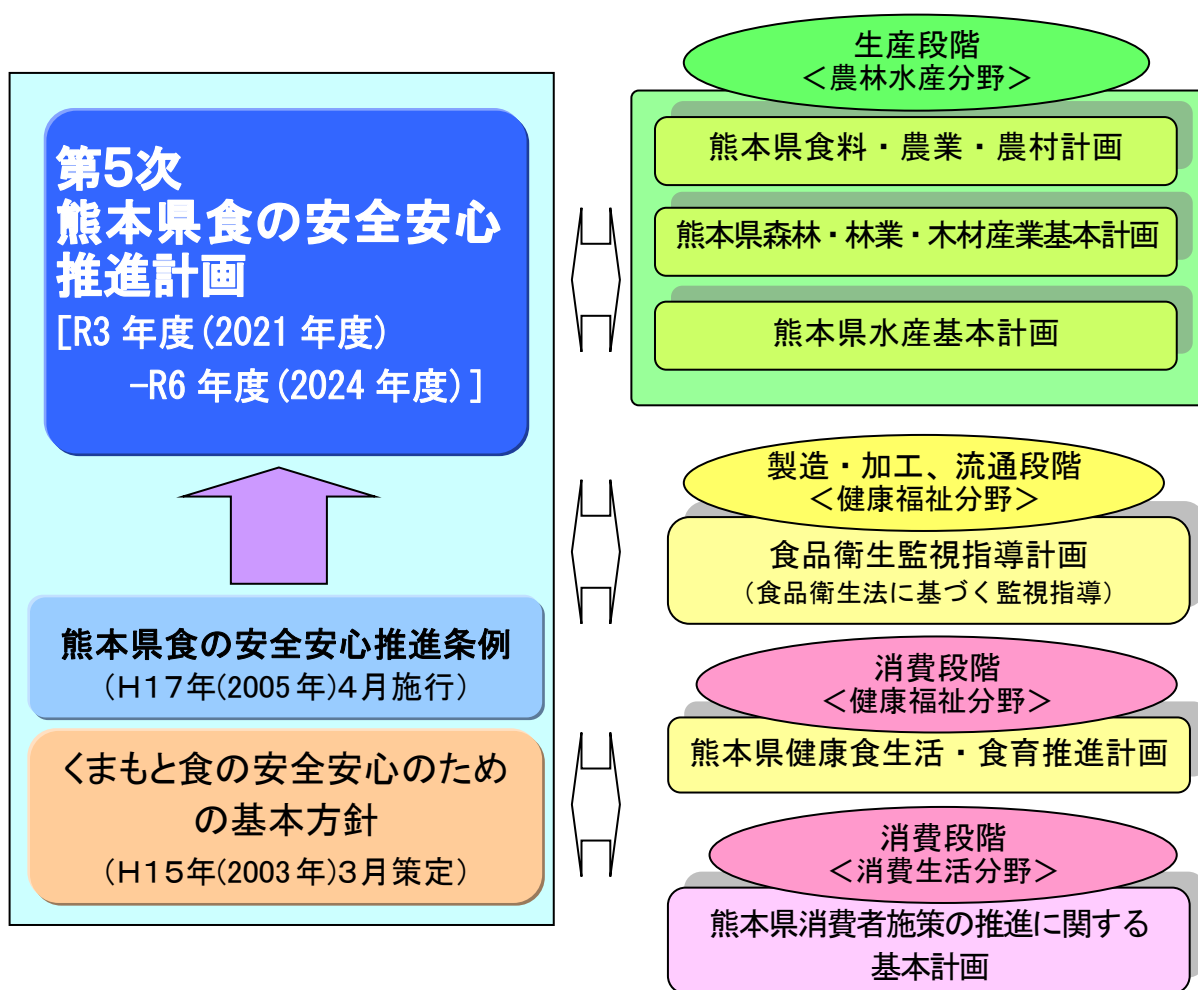
また、食品流通のグローバル化による輸入食品の増大や新たな食品表示制度の施行、国際標準の衛生管理手法であるHACCP(ハサップ)の制度化等、食の安全安心を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした社会環境の変化に的確に対応するとともに、これまでの取組状況や課題を踏まえた上で、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たに「第5次熊本県食の安全安心推進計画」を策定するものです。

II 計画の位置付け

本計画は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第7条第1項の規定に基づき策定します。

本計画は、条例及び基本方針に定める基本理念を踏まえ、食の安全安心確保のための具体的取組みと令和6年度(2024年度)までの達成目標を定め、関係施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画とし、その他の関係計画等と調和を図りながら実施するものとします。



III 計画期間

令和3年度(2021年度)から令和6年度(2024年度)までの4年間とします。
ただし、計画期間中に社会情勢等の変化が生じた場合には、必要な見直しを行うものとします。

IV 計画の推進に向けて

1 関係者の役割・責務

本計画を推進するため、県を始め、生産から消費に至る各段階の全ての関係者が、条例に定められた責務または役割を認識し、それぞれの取組みを推進していきます。

① 県の責務

食の安全安心の確保についての基本理念に基づき、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施します

② 食品関連事業者の責務

- 事業活動を行うに当たって、自らが食の安全安心の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食の安全安心を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において自主的に講じる責務があります。
- 事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品に関する正確かつ適切な情報を消費者に対し明確かつ平易に提供するよう努めなければなりません。
- その事業活動に関し、県が実施する食の安全安心の確保に関する施策に協力する責務があります。

③ 消費者の役割

自ら進んで食の安全安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食の安全安心の確保に関する県の施策及び食品関連事業者の取組みに対して意見を表明し、または食品を合理的に選択するなど、食の安全安心の確保に積極的な役割を果たすことが重要です。

2 計画の進行管理等

(1) 進行管理

食の安全・安心の確保に向け、本計画を着実に推進していくため、毎年度、熊本県食の安全対策会議及びくまもと食の安全安心県民会議において、本計画の進捗状況等を確認し、進行管理を行います。

なお、進行管理にあたり、取り組みの成果を把握するための「成果指標」（成果指標の設定が難しい場合は「参考指標」）、及び施策の推進に向けた取り組みを具体的にかつ計画的に実施していくための「活動指標」を設定します。

※第4次計画まで評価指標としていた指標を、指標の性格・性質を踏まえ、成果指標と活動指標に分けて進行管理を行うこととしました。

(2) 実施状況の公表

本計画の進捗状況や実施結果等について、県ホームページや県民会議等で公表します。

第2章 食の安全・安心を取り巻く現状と課題

I 食の安全・安心に関する主な出来事

平成13年(2001年)に国内で初めて発生したBSE(牛海綿状脳症)や、食品の偽装表示などを契機として、食の安全安心への国民の関心が高まる中、平成15年(2003年)に「食品安全基本法」が制定され、内閣府に食品安全委員会が設置されるなど、食の安全・安心の確保に関するさまざまな対策が講じられました。

さらに、平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所事故による食品への放射線汚染が問題となったことから、翌年4月には食品中の放射性物質の新基準が設定されました。

しかしながら、腸管出血性大腸菌O157やノロウイルスなどの大規模食中毒事件の発生や、食品の異物混入事件など、食の安全安心を脅かす事件・事故が、今なお後を絶たない状況です。

近年の食の安全に関する出来事

年月	事件・事故等	法改正等
平成26年度 (2014年度)	中国の食品加工業者による使用期限切れ鶏肉使用事件	景品表示法の改正による規制強化
	冷やしきゅうりによるO157の食中毒事件	
	異物混入食品映像のSNSによる拡散と異物混入事件の続発	
平成27年度 (2015年度)	廃棄用食品の不正転売事件	食品表示法の施行、機能性表示食品制度のスタート
		豚肉の生食禁止
平成28年度 (2016年度)	キザミのりによる大規模ノロウイルス食中毒事件	
平成29年度 (2017年度)	惣菜店の惣菜による腸管出血性大腸菌O157の食中毒事件発生	原料原産地表示に関する食品表示基準の改正
平成30年度 (2018年度)		食品衛生法の改正によるHACCPの制度化
令和元年度 (2019年度)		遺伝子組換え表示に関する食品表示基準の改正

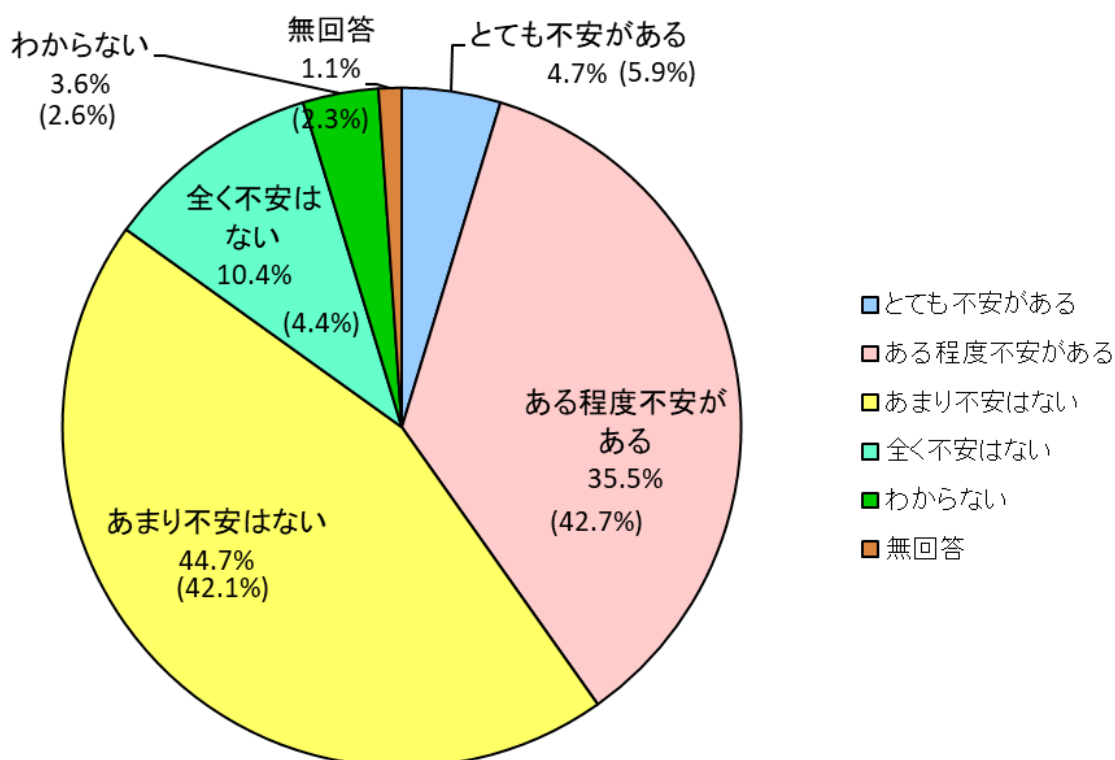
II 県民生活に関する意識調査の結果

県では、食品の安全等に関する意識を把握するため、令和元年(2019年)6月「食の安全安心に関する県民意識調査」を実施しました。(対象数：一般県民1,500人、回答数747人、回答率49.8%)

結果を見ると、食品の安全性に「とても不安がある」が4.7%で、「ある程度不安がある」が35.5%でした。第4次計画策定時(平成27年度(2015年度))の結果と比較すると、「とても不安がある」が1.2%、「ある程度不安がある」については、7.2%減少しています。過去5年間の「不安を感じる人の割合推移」は、多少の増減はあるものの、令和元年度は40.2%と、半数を下回る結果となっています。

今後も、高いレベルの食品検査体制を始め、食の安全に関する監視・指導、セミナーや各種説明会などによる普及啓発活動、リスクコミュニケーション(※)の促進など、推進計画に基づく本県の取組みや県・食品関連事業者(※)、消費者の連携した取組みなどを進め、食の安全性に関する意識と理解を深めることにより、県民の食品への不安の解消を図ります。

【設問】 現在販売されている「農林水産物(生鮮食品)」や「加工食品」に不安を感じますか。

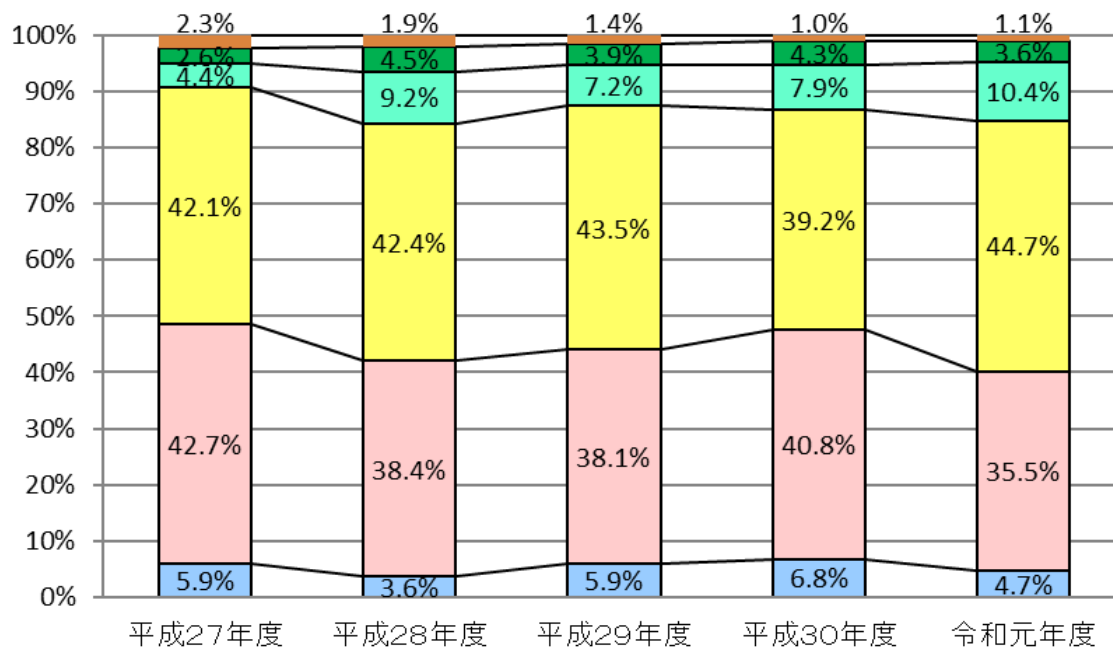


※ () 内は H27 年度 (第4次計画策定時) の結果

【参考：過去の調査結果】

○不安を感じる人の割合推移

(平成27年度(2015年度)～令和元年度(2019年度))



- とても不安がある
- ある程度不安がある
- あまり不安はない
- 全く不安はない
- わからない
- 無回答

Ⅲ 前計画の取組状況

<第4次計画の主な成果>

1 生産から消費に至る各段階における食の安全性の確保

(1) 生産段階における安全性の確保

- 環境にやさしい取組みである「くまもとグリーン農業」の支援を行い、農薬及び化学肥料の使用量削減を促進しました。【農業技術課】

- ・ くまもとグリーン農業生産宣言者が販売農業者に占める割合

第4次計画策定時：40% → R1：53%

〔H27年度(2015年度)実績(以下同じ。)] 〔R1年度(2019年度)実績(以下同じ。)]

- 県農産物の生産履歴記帳の促進や、養殖業者認証の推進を図りました。

【水産振興課】

- ・ トラフグ・マダイ・ブリ・シマアジ等養殖業者の認証率

第4次計画策定時：45% → R1：50%

- ポジティブリスト制に対応するため、農薬指導士の設置や、「農薬安全対策講習会」等を開催するなど、農薬等の適正使用の普及を行いました。

【農業技術課・水産振興課】

- 生産段階における残留農薬等の検査を実施し、県産農林水産物の安全性の確認と監視を行いました。

【くらしの安全推進課】

- 農薬取締法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の関連法令に基づき、農薬等の販売者への調査、指導を実施しました。

【薬務衛生課・農業技術課】

(2) 製造・加工段階における安全性の確保

- 保健所等において、食品関連事業者や消費者を対象とした食品衛生講習会の開催や、食品衛生監視員による食品関連施設への立入調査・指導を実施しました。

【健康危機管理課】

- ・ 食品衛生講習会の受講者数

第4次計画策定時：16,059人 → R1：14,937人

- ・ 県の食品衛生監視員が立入調査・指導する施設数

第4次計画策定時：27,408施設 → R1：23,079施設

- 国際標準の衛生管理手法であるHACCPの普及促進を図るため、食品営業者を対象にHACCP研修会を実施するとともに、HACCP導入施設に対して食品衛生監視員による技術的支援や導入後の検証を行いました。

【健康危機管理課】

・ HACCP導入施設数

第4次計画策定時：27施設 → R1：291施設

(3) 流通・販売段階における安全性の確保

- 県内に流通する食品（輸入食品を含む。）について、農薬等の残留検査などを計画的に実施しました。【健康危機管理課】

(4) 消費段階における安全性の確保

- 食品衛生講習会や「食の安全セミナー」などを開催し、消費者の食品の安全性や食品衛生に関する知識の普及を促進しました。

【健康危機管理課・くらしの安全推進課】



・ 食の安全セミナー・出前講座等の開催回数

第4次計画策定時：指標なし → R1：59回

- 中学生や高校生等の若年層に対し、食品衛生や食品表示等の食の安全についての理解と正しい知識を習得してもらうため、講座等を開催しました。

【くらしの安全推進課】

- 「食の安全110番」等に寄せられた県民や事業者からの相談・苦情について迅速かつ的確に対応しました。

【くらしの安全推進課】

[参考：「食の安全110番」への相談件数の推移]

H27：468件 → H28：400件 → H29：423件 → H30：496件 → R1：727件

2 正確で分かりやすい情報の提供

(1) 適正な食品表示の推進

- 食品表示法に基づく適正な食品表示を推進するため、食品表示強化期間（夏期・年末）を設けるなどして、食品販売店のみならず製造・加工、流通業者も対象に含めた、より充実した巡回調査・指導を実施しました。

【くらしの安全推進課】



- ボランティアである食品表示ウォッチャーによる食品表示のモニタリング活動や、食品関連施設における食品適正表示推進者の設置を促進しました。

【くらしの安全推進課】

・ 食品表示ウォッチャーの新規登録者数

第4次計画策定時：98人 → R1：109人

・ 食品適正表示推進者の設置店舗数

第4次計画策定時：775店舗 → R1：956店舗

(2) 的確な情報収集・提供の推進

- 農林水産物の生産履歴記帳の推進やトレーサビリティシステムの普及を促進しました。【農業技術課・畜産課・林業振興課・水産振興課・くらしの安全推進課】
- 県ホームページを通じ、食の安全安心に関する情報や、県の施策等に関する情報を提供しました。
健康被害事例の発生の際には、速やかにホームページを掲載するなど、迅速な対応を行いました。【くらしの安全推進課・健康危機管理課】

- ・ 県ホームページでの情報提供回数
第4次計画策定時：60回 → R1：62回

3 関係者の相互理解と信頼関係の確立

(1) リスクコミュニケーションや関係者間の連携促進

- 食品表示や食品添加物等、消費者の関心が高いテーマを設定した食の安全セミナーや、地域での意見交換会等を開催し、消費者、食品関連事業者及び行政の関係者間の情報・意見交換を行いました。【くらしの安全推進課】



- ・ 食品に不安を感じる県民の割合（県民アンケート調査結果）
第4次計画策定時：48.6% → R1：40.2%

(2) 消費者等の意見の反映

- 食の安全安心に関する施策に反映させるため、食の生産から消費に至る各段階の関係団体と学識経験者で構成する「くまもと食の安全安心県民会議」を開催し、意見交換を行いました。【くらしの安全推進課】

(3) 食の安全安心につながる食育の推進及び農林水産業への理解と共感の醸成

- 県ホームページや各種媒体を活用した情報の提供や出前講座による学習機会の提供を行い、食に関する正しい知識の普及を行いました。【くらしの安全推進課】
- ホームページ「熊本県地産地消サイト」での情報発信及び「くまもと食・農ネットワーク」の活動支援等を通じて、地産地消を促進しました。【流通アグリビジネス課】

(4) 食の安全安心確保のための取組みに関する情報発信

- 第4次食の安全安心推進計画に基づく県の取組みについて、県のホームページやセミナー等において、積極的に情報を発信しました。【くらしの安全推進課】

- 食の安全安心に関連する県の農林水産物の各種認証・登録制度等の充実と適正な運用を図るとともに、PR活動を行って認知度向上に努めました。
【農業技術課・林業振興課・水産振興課・くらしの安全推進課】

4 食の安全安心確保のための体制の充実

(1) 食の安全安心確保のための取組みの総合的推進

- 知事を会長とした庁内の「食の安全対策会議」及び各専門部会を開催し、問題発生時の迅速な対応のための連携の強化を図りました。

【くらしの安全推進課】

- 農林水産省や内閣府食品安全委員会等の国の機関や関係団体等との連携を図る取組みを推進しました。

【くらしの安全推進課】

(2) 食の安全安心確保に携わる行政関係職員の資質向上及び地域における人材の育成

- 食品表示ウォッチャー及び食品適正表示推進者講習会の開催により、人材の育成を行いました。

【くらしの安全推進課】

(3) 食の安全安心確保のための研究開発と普及及び食品検査体制の堅持

- 農薬の使用量・散布回数を削減した病害虫の総合防除技術や、環境への負担軽減と土壌生産性の維持を両立した施肥及び土壌管理技術の研究開発を行いました。

【農業研究センター】

- 多数の農薬等の迅速な分析が可能な食品検査体制を維持し、正確かつ迅速な食品検査を実施しました。

【くらしの安全推進課】



- ・ 検査が可能な農薬等の種類

第4次計画策定時：600種類 → R1：600種類

- ・ 食品検査に要する時間

第4次計画策定時：最短3日 → R1：最短3日

- ・ 検査対象とする農林水産物の種類

第4次計画策定時：31種類 → R1：21種類※

(※目標値を、第3次計画の30種類から20種類に変更したため。)

(4) 食に関する問題発生時の対応

- 「食の安全対策会議」や「総合的健康危機管理推進会議」を開催し、危機発生時の迅速な対応のための連携強化を図りました。

【くらしの安全推進課・健康危機管理課】

○ 県ホームページや市町村メールネットワーク等を通じて、食の安全安心に関する正確な情報を迅速に県民へ提供しました。

【くらしの安全推進課】

- 市町村食の安全安心メールネットワークを活用した情報提供件数
第4次計画策定時：12件 → R1：12件

＜第4次計画の目標達成状況＞

令和元年度(2019年度)の目標達成状況は、100%以上達成が全52項目中41項目で、全体の79%となっています。目標値に対して90%以上達成を合わせると、全体の89%の項目について達成している状況です。

令和元年度(2019年度)目標達成状況

施策名	指標数	A	B	C
1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保	18	13	3	2
生産段階における安全性の確保	5	3	1	1
製造・加工段階における安全性の確保	4	3	1	0
流通・販売段階における安全性の確保	5	4	0	1
消費段階における安全性の確保	4	3	1	0
2 正確で分かりやすい情報の提供	13	11	1	1
適正な食品表示の推進	7	6	0	1
的確な情報収集・提供の推進	6	5	1	0
3 関係者の相互理解と信頼関係の確立	8	6	1	1
リスクコミュニケーションや関係者間の連携の促進	2	2	0	0
消費者等の意見の反映	3	2	1	0
食育の推進と農林水産業への理解と共感の醸成	1	0	0	1
食の安全安心確保のための取組みに関する情報発信	2	2	0	0
4 食の安全安心確保のための体制の充実	13	11	0	2
食の安全安心確保のための取組みの総合的推進	3	3	0	0
行政関係職員の資質向上および地域における人材の育成	4	4	0	0
技術の研究開発・普及促進並びに食品検査体制の堅持	5	3	0	2
食に関する問題発生時の対応	1	1	0	0
合計 (割合)	52	41 (79%)	5 (10%)	6 (11%)

(目標達成状況による分類)

令和元年度(2019年度)目標達成率

=R1(2019)実績値/R1(2019)目標値

- ・ 100%以上達成 分類A
- ・ 90%～100%未満達成 分類B
- ・ 90%未満 分類C

IV 今後の課題

第4次計画期間中も、全国的に食中毒、異物混入、産地偽装等、消費者の安全安心を脅かす事案が多発しています。

県内においても、飲食店で食中毒が数件発生するなど、食の安全安心の確保について一層の対策強化が求められます。

平成27年(2015年)4月、「JAS法」、「食品衛生法」及び「健康増進法」の食品表示に関する規定を統合した「食品表示法」が施行されましたが、経過措置期間が終了を迎えたことから、新制度に基づく表示を行う必要があります。

また、令和4年(2022年)4月からは、全ての加工食品への原料原産地表示も義務化となるため、食品関連事業者への制度の周知徹底を図る必要があります。

さらに、平成30年(2018年)6月に食品衛生法が改正され、国際標準の食品衛生管理手法であるHACCPが制度化されたほか、事業者が食品の自主回収(リコール)を行う場合に、都道府県等を通じて国へリコール情報を報告することが義務付けられました。

このようなことから、引き続き食の安全性や県民の食に対する信頼性を高めるため、食品関連事業者のコンプライアンス(法令遵守)に対する意識の向上や、監視指導、関係者間の相互理解の促進、関係機関等との連携強化などの取組みの充実を図っていく必要があります。

第3章 食の安全・安心の確保に関する施策

I 計画の基本的施策

1 生産から消費に至る各段階における食の安全性の確保

食品関連事業者による自主的な取組みを促進するとともに、食品の監視指導を充実し、食品の生産から消費に至る各段階における食の安全性を確保します。

2 正確で分かりやすい情報の提供

消費者が自らの判断で適切に食品を選択できるよう、食品関連事業者による適正な食品表示を進めるとともに、消費者に対し、食品関連事業者が保有する食の安全性に関する情報や県の施策等について、正確で分かりやすく提供します。

3 関係者の相互理解と信頼関係の確立

食品関連事業者と消費者が、相互に理解し信頼関係を築くことが食に対する安心感につながるため、県はもとより、食品関連事業者や消費者等の関係者がリスクコミュニケーションのもと、連携、協働した取組みを進めます。

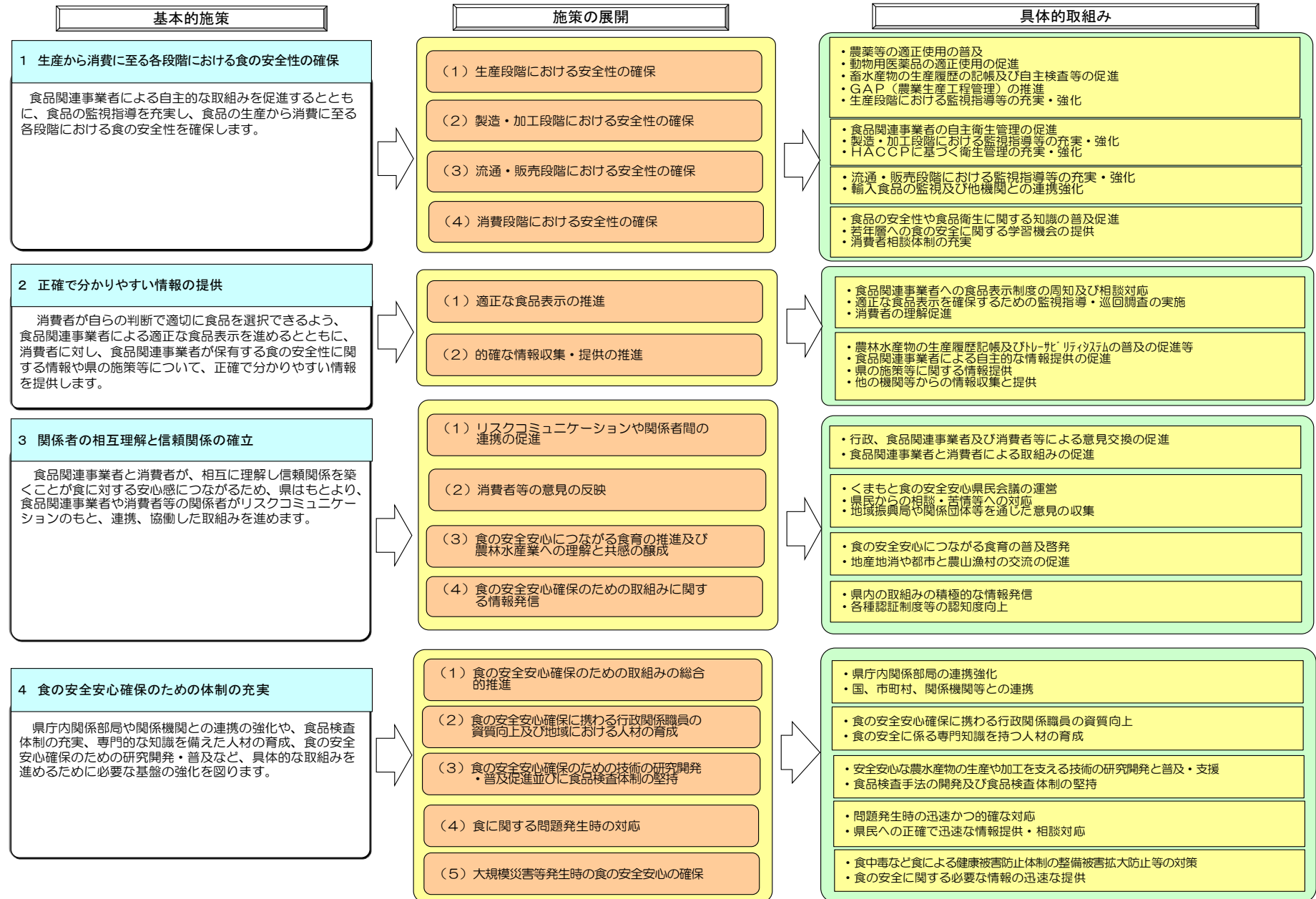
4 食の安全安心確保のための体制の充実

県庁内関係部局や関係機関との連携の強化や、食品検査体制の充実、専門的な知識を備えた人材の育成、食の安全安心確保のための研究開発・普及など、具体的な取組みを進めるために必要な基盤の強化を図ります。

II 本計画における新たな事項


本計画においては、今回新たに、適正な生産工程管理に基づく安全・安心な農産物の供給を促進させるため、生産者に対し、GAP(※)（農業生産工程管理）認証取得に向けた取組みの推進及び食品等事業者に対する HACCP 導入検証のための監視指導の実施といった事項を追加し、食の安全安心確保のための取組みを更に促進します。

施策の体系



基本的施策における主な取組み

1 生産から消費に至る各段階における食の安全性の確保

- 農薬等の適正使用の普及
農薬指導士などを対象に、講習会等により指導の充実を図ります。
【農業技術課】
 - 畜水産物の生産履歴の記帳及び自主検査等の促進
県産畜水産物の生産履歴記帳の促進や、養殖業者認証の推進を図ります。
【畜産課・水産振興課】
 - OGAP（農業生産工程管理）の推進
生産者に対して、GAPの導入に向けた支援を行うとともに、GAP指導員の資質向上のための研修会を開催します。
【農業技術課・畜産課・林業振興課】
 - 食品関連事業者の自主衛生管理の促進
保健所等による食品関連事業者を対象とした講習会の開催や、食品衛生指導員による食品関連施設への巡回指導等を実施し、食品関連事業者の衛生意識の向上を図ります。
【健康危機管理課】
- 
- HACCPに基づく衛生管理の充実・強化
国際標準の食品衛生管理手法であるHACCPの導入施設等に対して食品衛生監視員等による技術的支援やHACCP導入後の検証を行います。
【健康危機管理課】
 - 輸入食品の監視及び他機関との連携強化
県内に流通する輸入食品について、残留農薬等の検査や指定外添加物の検査などを計画的に実施するとともに、国及び他の自治体と連携し、違反食品等に関する情報収集を行います。また必要に応じて県民に情報発信します。
【健康危機管理課】
 - 生産段階、製造・加工段階、流通・販売段階における安全性の確保
生産から流通に至る各段階における食品の残留農薬等の検査を実施します。
【くらしの安全推進課】
 - 食品の安全性や食品衛生に関する知識の普及促進
出前講座等を通じた食品の安全性の確保に関する情報の提供や、県ホームページによる食中毒予防対策等の食品衛生知識の普及啓発を行います。
【くらしの安全推進課・健康危機管理課】
 - 若年層への食の安全に関する学習機会の提供
中学生や高校生などを対象とした講座等を開催し、若年層の食品衛生や食品表示等の食の安全に関する知識の習得を促進します。
【くらしの安全推進課】
 - 消費者相談体制の充実
「食の安全110番」等に寄せられた県民からの相談・苦情について迅速かつ的確に対応します。
【くらしの安全推進課】

2 正確で分かりやすい情報の提供

- 食品関連事業者への食品表示制度の周知及び相談対応
食品関連事業者の自主的な適正表示への取組みを進めるため、県内の食品関連事業所への食品適正表示推進者の設置を促進します。【くらしの安全推進課】
- 適正な食品表示を確保するための監視指導・巡回調査の実施
食品表示の巡回調査・指導や「食の安全110番」への相談・苦情案件の調査を実施し、不適正表示に対し改善指導を行います。【くらしの安全推進課】
- 県の施策等に関する情報提供
国や他の自治体から広く情報を収集し、県ホームページを通じて、食の安全安心に関する情報や、県の施策等に関する情報を提供します。
健康被害のおそれがある問題が発生した際は、迅速な情報提供を行い、被害の防止に努めます。【くらしの安全推進課・健康危機管理課】

3 関係者の相互理解と信頼関係の確立

- 行政、食品関連事業者及び消費者等による意見交換の促進
セミナーや意見交換会の開催等により、行政、食品関連事業者及び消費者間の意見交換を行います。【くらしの安全推進課】
- くまもと食の安全安心県民会議の運営
食の生産から消費に至る各段階の関係団体と学識経験者で構成する「くまもと食の安全安心県民会議」を定期的に開催し、各分野の県民の意見を幅広く集め、食の安全安心確保に関する施策に反映させます。【くらしの安全推進課】
- 県内の取組みの積極的な情報発信
県や「くまもと食の安全安心県民会議」の各構成団体の食の安全安心のための取組みについて、イベントやホームページなどを活用し、積極的な情報発信を行います。【くらしの安全推進課】
- 各種認証制度等の認知度向上
食の安全安心に関連する県の農林水産物の各種認証・登録制度等の充実と適正な運用を図るとともに、消費者や食品関連事業者に対しPR活動を行います。【くらしの安全推進課】



4 食の安全安心確保のための体制の充実

- 県庁内関係部局の連携強化
知事を会長とした庁内の「食の安全対策会議」及び各専門部会を開催し、危機発生時の迅速な対応のための連携の強化を図ります。【くらしの安全推進課】

○ **食品検査手法の開発及び食品検査体制の堅持**

生産から流通に至る各段階における残留農薬等の検査を一元化し、多数の農薬等の迅速分析が可能な食品検査体制を維持し、正確かつ迅速な食品検査を実施します。【くらしの安全推進課】

○ **大規模災害等発生時の食の安全安心の確保**

大規模災害等が発生した際は、食中毒防止体制についてのガイドラインに基づき、食中毒などの食による健康被害の発生防止や被害拡大防止等の対策を図ります。【健康福祉政策課・健康危機管理課】

Ⅲ 施策の展開

1 生産から消費に至る各段階における食の安全性の確保

(1) 生産段階における安全性の確保

生産者による農薬、動物用医薬品(※)及び飼料添加物(※)（以下「農薬等」という。）の適正な使用の普及を図るとともに、人と環境に配慮した食の安全安心確保のための自主的な取組みを促進します。

現状と課題

【農薬等の適正使用】

- 平成18年(2006年)5月にポジティブリスト制(※)が導入され、残留農薬(※)等の規制が強化されました。ドリフト(※)などによる残留農薬の基準超過が懸念されるため、適正使用について、生産者への周知・啓発を図っています。
- 動物用医薬品の不適正使用に起因する人体への危害発生を防止するため、今後も引き続き農家や獣医師、動物用医薬品の販売業者等に対し、関係法令の遵守、適正使用についての周知徹底に取り組む必要があります。
- 養殖魚への水産用医薬品(※)の使用量の削減及び適正使用を促進するため、水産用医薬品の適正使用の指導や、残留のおそれがないワクチンの使用推進などの疾病対策等を行っています。
また、安全性を確認するため、生産段階で動物用医薬品等の残留検査を引き続き行う必要があります。

【環境に配慮した生産活動の推進】

- 県では、平成17年度(2005年度)から環境にやさしい農業を「くまもとグリーン農業(※)」と位置付け、エコファーマー(※)等の持続性の高い農業生産方式の導入を図る農業者の育成を図っており、その結果、エコファーマーの数は全国3位となるなど一定の成果がありました。しかし、県内の農業者数から見ると、取組み者数は少ない状況であるため、更に取組みの拡大を図る必要があります。

【生産者による自主的な生産履歴の記帳(※)等の取組み】

- トレーサビリティシステム(※)を運用するために、農林水産物をどのように生産したかについて記帳しておくことが重要であることから、従来の農産物の生産履歴の記帳の取組みに加え、水産物や林産物についても生産履歴の記帳の取組みを進める必要があります。

- 畜産物の生産へHACCP方式(※)の考え方に基づく衛生管理手法の導入を進めていますが、県内の導入農家戸数はまだ少数にとどまっております、今後、生産者へ広く浸透させる必要があります。
- 県内農業者の「食品安全」「環境保全」「労働安全」に配慮した農業の実践につなげるため、GAP(※)(農業生産工程管理)の取組み拡大を進めていますが、現状では地域や品目によって普及率に差があるため、生産者に向けて導入支援を継続し、取組みの向上や普及・拡大につなげていく必要があります。
- 養殖業者の認証については、全国に先駆けて制度を確立したトラフグに加え、対象魚種を県産の主要魚種であるマダイ、ブリ、シマアジ等に拡大し「熊本県適正養殖業者認証制度(※)」の定着を図っており、引き続き認証業者数の増加を図るとともに、消費者に対する認証制度の更なる周知が重要です。

【生産段階における監視指導等】

- 県では、ポジティブリスト制の施行に対応するため、生産から流通に至る各段階における残留農薬等の試験検査(※)を県保健環境科学研究所に一元化し、分析可能な農薬等の種類や検査対象を拡大するとともに、検査時間の短縮を図っています。
今後も引き続きこの検査体制を維持し、食品の安全性の確認と監視を行う必要があります。
- 牛海綿状脳症(BSE)(※)対策特別措置法に基づき、特定の症状があった死亡牛、48か月齢以上で生前に起立不能等であった死亡牛、96か月齢以上の死亡牛を対象に、BSE検査を実施しています。
畜産関係者、採材実施者、検査実施者等を対象とした死亡牛の適正取扱講習会を実施し、適正処理に努めています。
- 県水産研究センターでは、アサリ、カキ等の貝類について、貝毒による食中毒の被害を未然に防ぐため、貝毒力のモニタリング調査を実施し、情報を漁業者に提供しています。
被害発生を未然に防止するためには、引き続きモニタリング調査を実施する必要があります。

具体的取組み

① 農薬等の適正使用の普及

- 農薬の適正使用や使用履歴の記帳を進めるため、農薬販売店等への農薬指導士(※)の設置や、農薬使用者等を対象とした農薬適正使用推進員(※)の認定を行うとともに、これらを対象とした研修会を開催します。 【農業技術課】

- 農薬の適正使用などの普及啓発のため、農業団体等で構成する「農薬安全対策協議会」や、農業者や農業団体等を対象とした「農薬安全対策講習会」を開催し、農薬の適正使用に関する意識啓発を行います。

【薬務衛生課・農業技術課】

- エコファーマー、特別栽培農産物^(※)や熊本型特別栽培農産物「有作くん」^(※)などの既存の制度に加え、環境にやさしい農業を「くまもとグリーン農業」と位置付け農業者の支援を行い、土づくり、減農薬及び減化学肥料^(※)の取組みを拡大します。また、イベント等により消費者等に対し広く周知を行い、「くまもとグリーン農業」への理解促進を図ります。 【農業技術課】

- 農薬の使用量を削減するため、天敵や太陽熱利用等の環境に配慮した防除技術を組み込んだ総合的防除を図るとともに、環境負荷が少なく、再利用しやすい農業用資材の利用を推進します。 【農業技術課】

② 動物用医薬品の適正使用の促進

- 動物用医薬品の適正使用の普及啓発とともに、畜産農家や獣医師による動物用医薬品の使用状況を明らかにするため、毎年度、実態調査及び適正使用の指導を行います。 【畜産課】
- 養殖魚への水産用医薬品の使用量の削減や適正使用を促進するため、適正使用のための現地指導や養殖魚へのワクチンの使用を進めます。【水産振興課】

③ 畜水産物の生産履歴の記帳及び自主検査等の促進

- 畜水産物の生産履歴記帳の推進を図るため、生産者や各団体への情報提供等、普及啓発を行います。 【畜産課・水産振興課】
- 農場HACCPの推進のため、HACCPの考え方を取り入れた飼養衛生管理の円滑な普及及び定着を推進します。また、農場指導員等を養成する認証機関の研修会へ職員を参加させるとともに、県においても研修会を開催します。 【畜産課】
- トラフグ、マダイ、ブリ及びシマアジ等の魚類養殖業者の認証制度について、認証率を向上させ、生産履歴の記帳や自主的な薬剤残留検査の促進を図ります。 【水産振興課】

④ GAP（農業生産工程管理）の推進

- 農業生産工程管理（GAP）の取組みについて生産者への普及・拡大を図ります。【農業技術課】
- 生産者に対して、GAPの認証取得に向けた指導を行う「GAP指導員」を対象とした「GAP指導員養成研修会」を開催し、指導力の向上を図ります。【農業技術課】
- 特用林産物（きのこ・たけのこ）における農業生産工程管理（GAP）の取組について生産者への制度周知や普及を図ります。【林業振興課】
- 畜産GAP認証取得に向けて、農場への指導や農場向けの研修会を開催するほか、畜産GAP指導員を養成するための研修会を開催します。【畜産課】

⑤ 生産段階における監視指導等の充実・強化

- 生産段階における残留農薬等の検査を実施することにより、県産農林水産物の安全性の確認と監視を行います。【くらしの安全推進課】
- 農薬取締法^(※)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律^(※)（以下「医薬品医療機器等法」という。）等の関係法令に基づき、農薬等の販売者への調査、指導を毎年度実施します。【農業技術課・薬務衛生課】
- 県内主要海域のアサリ、カキ等の貝類について、貝毒力の検査を実施し、食中毒を未然に防止します。【水産研究センター】
- 特定の症状があった死亡牛、48か月齢以上で生前に起立不能等であった死亡牛、96か月齢以上の死亡牛について、牛海綿状脳症（BSE）の検査を実施します。確実な検査体制の整備により疫学的なデータを蓄積し、防疫対策に活用します。【畜産課】

成果指標

指 標	R1年度	目 標 値			
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
くまもとグリーン農業生産宣言者が販売農業者に占める割合	53%	-※1	-※1	-※1	70%
トラフグ・マダイ・ブリ・シマアジ等養殖業者の認証率	50%	50%	51%	53%	54%
農場 HACCP 認証農場数	8 戸	-	-	10 戸	10 戸
国際水準 GAP 認証数	149 経営体	-	-	580 経営体	650 経営体
畜産 GAP 取組農場数	1 戸	-	-	5 戸	6 戸

※1 「第2期地下水と土を育む農業の推進に関する計画」により、R6年度のみ目標値が定められているため。

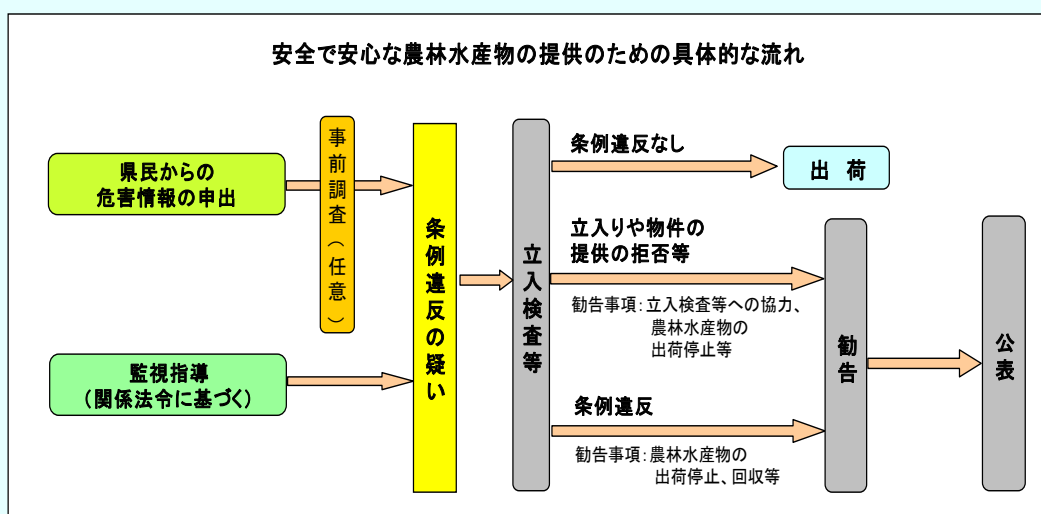
活動指標

指 標	計 画			
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
農薬安全対策講習会等の開催回数	3 回／年※1			
動物用医薬品販売業者への立入調査・指導を行う割合	50%			
農林水産物の残留農薬等の検査検体数	57 検体			

※1 外部講師による特別講習の充実を図る目的で講習会場を集約するため。

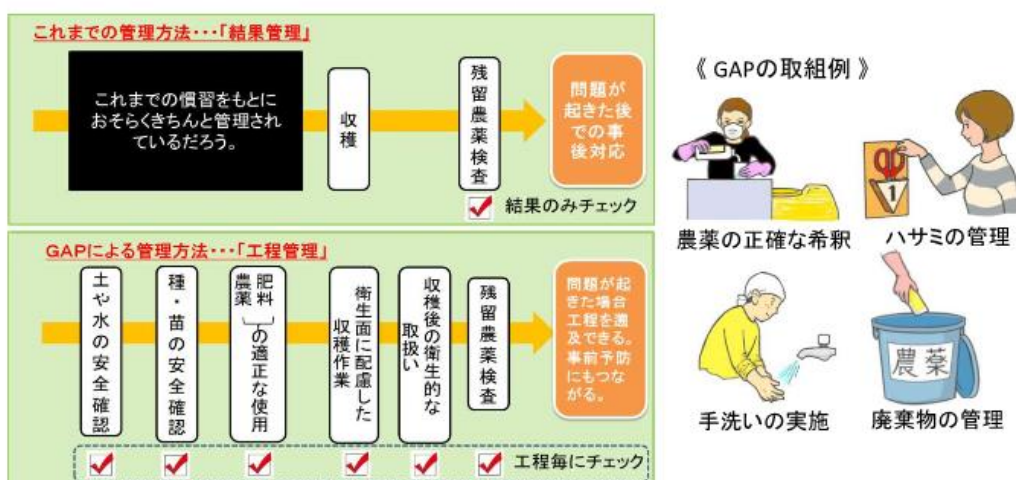
<条例による生産段階での規制>

平成17年(2005年)に制定した「熊本県食の安全安心推進条例」では、生産者が無登録農薬(※)や未承認動物用医薬品(※)を使用して農林水産物を生産した場合や、農林水産物が食品衛生法(※)の規格基準に合わない場合には、その農林水産物の出荷・販売を事前に禁止できるとする独自の規制を盛り込むなどし、安全安心な農林水産物の提供を確保する具体的方策を定めています。基準値を超えて農薬等の残留が確認された場合は、生産物の出荷や販売はできません。



GAP(農業生産工程管理)

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動を言います。



(2) 製造・加工段階における安全性の確保

消費者へ安全性の高い食品を提供するためには、食品の製造・加工段階における食品関連事業者の自主的な衛生管理への取組みが重要です。
消費者の信頼を確保するために食品関連施設の衛生水準の更なる向上を促進します。

現状と課題

【食品関連事業者による自主衛生管理の促進】

- 食品の安全性の確保のためには、食品関連事業者自らが食品安全に必要な知識や技術を習得し、原材料の安全性の確認や自主検査を実施するなど、自主的な衛生管理への取組みが必要です。
- 県では、保健所等において食品関連事業者等を対象とした食品衛生講習会や研修会を開催し、また、(一社)食品衛生協会の食品衛生指導員(※)による県内の食品製造加工所や店舗等(以下「食品関連施設」という。)への巡回指導を実施する等、食品関連事業者の衛生管理に関する意識向上を図っていますが、一部に衛生管理への取組みが十分でない事業者が見受けられます。

【製造・加工段階における監視指導等】

- 食品衛生法に基づき、県の食品衛生監視員(※)が県内の食品関連施設に立ち入り、衛生管理状況等の確認や、食品等事業者に対する指導を行っています。
この立入調査は、食品関連施設の業種や規模、過去の違反状況等をもとに監視の重要度により対象施設を分類し、施設ごとの年間の立入調査回数を定めて実施しています。
- 生産段階と同様に、製造・加工段階においても効率的な食品検査体制により、食品添加物(※)や微生物、アレルゲン等の検査を実施しています。
- 24ヶ月齢以上の牛で、特定の症状があり、と畜検査員が検査の必要があると認めた場合に、牛海綿状脳症(BSE)のスクリーニング検査を実施します。また、と畜場における特定危険部位の除去や分別管理の確認などのBSE対策については、引き続き徹底します。

【HACCPの制度化】

- 食品衛生法の一部改正により、国際標準の衛生管理手法であるHACCPが制度化され、令和3年(2021年)から、原則としてすべての食品関連事業者へ義務づけられました。HACCP導入施設等に対しては、食品衛生監視員やと畜検査員等による技術的支援を行います。

具体的取組み

① 食品関連事業者の自主衛生管理の促進

- 食品衛生法等の関係法令の遵守や安全な食品の製造・加工等に関する普及啓発のため、保健所等において、食品関連事業者や消費者を対象に食品衛生講習会等を開催し、衛生意識の更なる向上を図ります。 【健康危機管理課】
- 食品関連事業者において記録の実施・保管等を徹底するため、食品衛生協会の食品衛生指導員による食品関連施設等への巡回指導を実施します。 【健康危機管理課】
- 県内の食品製造施設等に対し、専門的な監視指導や技術的支援を行います。 【健康危機管理課】

② 製造・加工段階における監視指導等の充実・強化

- 食品衛生法の規定により、毎年度策定する「食品衛生監視指導計画」(※)に基づき、食品衛生監視員による食品関連施設への立入調査を行い、衛生管理状況の確認や指導等を実施するとともに、食品検査を計画的に実施します。 【健康危機管理課】
- BSE対策として、と畜場における牛の処理工程全般において、特定危険部位の除去・焼却や適正な分別管理を確認します。 【健康危機管理課】

③ HACCPに基づく衛生管理の充実・強化

- 食品事業者に対して HACCP に関する正確な情報を提供するため、HACCP 講習会の開催や県ホームページの活用等により周知を行い、HACCP に基づく衛生管理の促進を図ります。 【健康危機管理課】
- 施設に合った HACCP に基づく衛生管理の充実・強化や人材育成を支援するため、施設への指導・助言等を実施します。 【健康危機管理課】

活動指標

指 標	計 画			
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
食品衛生講習会の受講者数	15,000 人／年			
県の食品衛生監視員が立入調査・指導する施設数	16,000 施設／年※1			
食品衛生監視指導計画に基づく監視率	100%			

※1 食品衛生法改正による許可業種の再編により許可対象施設が減少する見込みのため見直しを行った。

HACCP (ハサップ)

「Hazard Analysis and Critical Control Point」(危害分析重要管理点)

米国で開発された高度な衛生管理手法で、最終製品を抜取検査する従来の手法とは違い、原料の受入から製造・出荷までの全工程において、危害防止に繋がるポイントを継続的に監視・記録します。

問題のある製品の出荷を未然に防止でき、また、事故が起きた場合でも、速やかに原因を特定し、迅速に対応することが可能となります。

HACCP方式と従来方式との違い

原材料の受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染や異物の混入などの危害を予測した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を連続的・継続的に監視し、記録することにより、製品の安全性を確保する衛生管理手法です。

これまでの最終製品の抜き取り検査に比べて、より効果的に安全性に問題のある製品の出荷を防止できるとされています。



(3) 流通・販売段階における安全性の確保

流通・販売段階における食品の安全性の確保のためには、販売店等の食品関連施設での食品の衛生的な取扱いや施設の衛生管理が重要です。

また、輸入食品を含め、県内に流通する食品について、残留農薬や食品添加物、アレルギー等の検査を実施し、違反食品を市場から排除することにより、県民の安全安心を確保します。

現状と課題

【流通・販売段階における監視指導等】

- 食品流通の広域化・複雑化に伴い、県内に流通する食品は多様化しています。食品関連施設における食品の衛生的な取扱いや施設の衛生管理の状況等について監視や指導を行うとともに、違反食品を市場から排除するため県内に流通する食品に対する検査を適切に行う必要があります。
- 平成23年(2011年)3月の東日本大震災で被災した福島第一原子力発電所の事故により、近隣自治体等で生産された食品の一部から原子力安全委員会により示された暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことから、出荷や摂取の制限が行われました。
県内においても、放射性セシウムに汚染された稲ワラを与えられた牛の肉が流通するという問題が発生しました。
このようなことから、食品の安全性を確保するため、放射性物質による汚染が疑われる食品の県内流通に関する情報等を得た場合は、必要に応じ放射性物質検査を実施し、必要な対策を講じる必要があります。
- 平成23年(2011年)4月に牛肉の生食を原因とする腸管出血性大腸菌による集団食中毒が発生したことを受け、同年10月に国において生食用食肉(牛肉)の規格基準及び表示基準が定められ、施行されたことから、関連事業者に対し基準遵守の監視指導を行う必要があります。
- 消費者の健康への意識の高まりから、近年、いわゆる健康食品(※)が市場に多く流通しています。一部の健康食品の中には、医薬品成分を含むものが見られ、これらは無承認無許可医薬品(※)として流通を防止する必要があります。
- 現在、消費者の食生活は多くの輸入食品に依存しており、輸入食品の安全性の確保は重要な課題の一つとなっています。
輸入食品の監視業務は、輸入の際に国(検疫所)が行っており、都道府県等においても国内流通段階で検査を実施しています。本県においても県民の食の安全安心を確保するため、年間を通じ輸入食品の検査を行っています。
また、輸入食品の安全性に関する情報を積極的に発信していく必要があります。

具体的取組み

① 流通・販売段階における監視指導等の充実・強化

- 食品衛生監視指導計画に基づき、食品関連施設における食品の衛生的な取扱いや施設の衛生管理について、監視・指導を行います。
【健康危機管理課】
- 生食用食肉（牛肉）の規格基準及び表示基準について、関連事業者への監視・指導を行います。
【健康危機管理課】
- 県内に流通する食品について、残留農薬、食品添加物、アレルギー(※)などの検査を継続的に実施し、違反食品の市場からの排除に努めます。
【健康危機管理課】
- 放射性物質による汚染が疑われる食品等の県内流通に関する情報を得た場合は、必要に応じ検査を実施し、必要な対策を講じます。
【健康危機管理課】
- いわゆる健康食品のうち、医薬品成分を含有したり、医薬品的な効能効果を広告・表示した食品については、成分の分析試験や広告等の監視指導を行います。また、県民に対しては、啓発チラシや県のホームページを活用して、分析結果などの情報を提供します。
【薬務衛生課】

② 輸入食品の監視及び他機関との連携強化

- 県内に流通する輸入食品について、残留農薬や食品添加物等の検査を計画的に実施し、違反食品の排除に努めます。
【健康危機管理課】
- 国及び他の都道府県等と連携し、違反食品等に関する情報収集を行うとともに、違反食品等が摂取されることのないよう県民への情報提供を行います。
【健康危機管理課】
- 検疫所における輸入食品の監視体制の充実強化による輸入食品の安全確保の取組みなどについて、引き続き国へ要望します。
【健康危機管理課】

参考指標

指 標	R1年度
健康食品の検査件数	1 検体

活動指標

指 標	計 画			
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
県の食品衛生監視員が立入調査・指導する施設数(再掲)	16,000 施設/年※1			
食品衛生監視指導計画に基づく監視率(再掲)	100%			
食品衛生監視指導計画等における収去(※)検査検体数(輸入食品を含む)	1,000 検体/年※2			
うち食品中のアレルゲンの検査検体数(延べ)	24 検体			

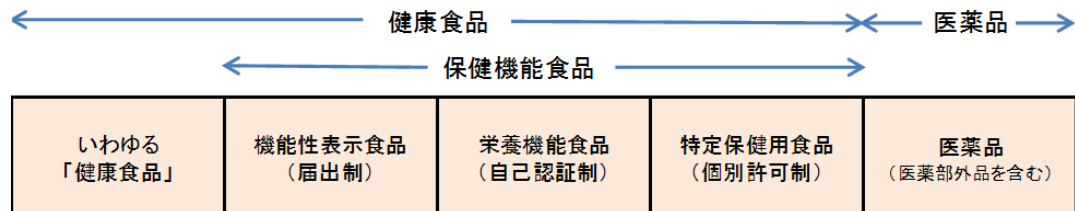
※1 食品衛生法改正による許可業種の再編により許可対象施設が減少する見込みのため見直しを行った。

※2 近年、違反が見られない食品や、HACCP 導入済みの大規模施設の検体数の見直しを行った。

健康食品

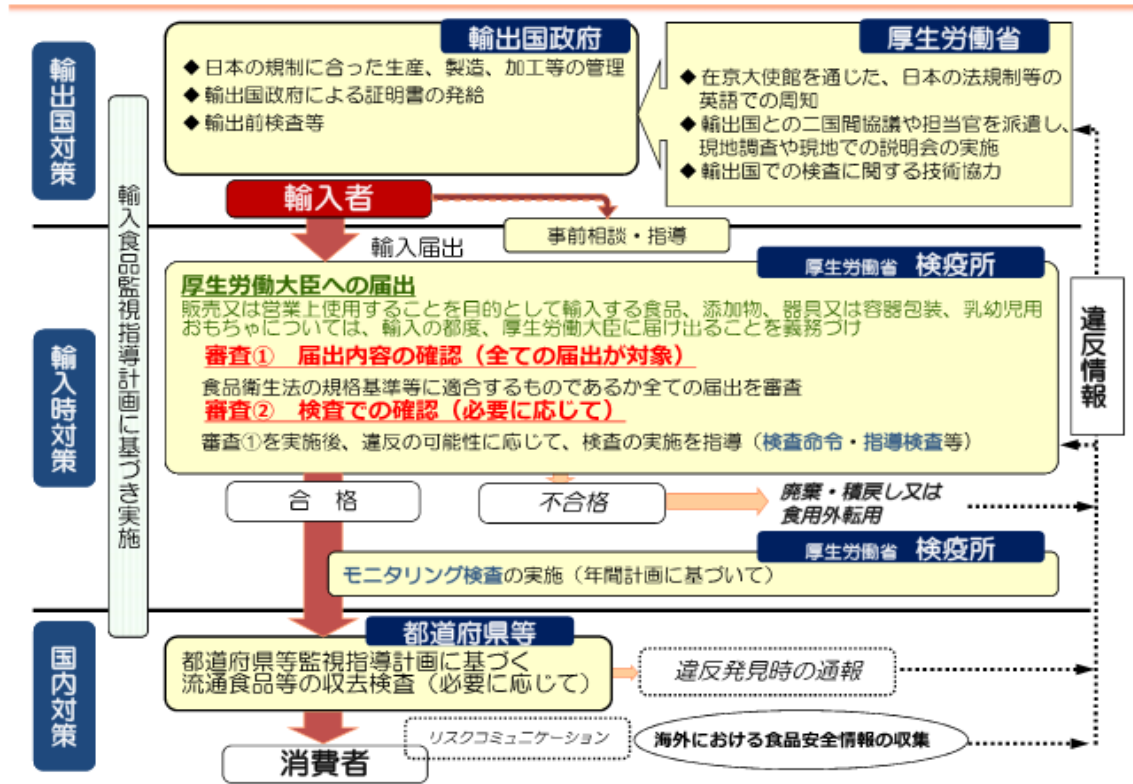
健康食品と呼ばれるものについては、法律上の定義はなく、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指します。

そのうち、国の制度として、国が定めた安全性や有効性に関する基準等を満たした「保健機能食品制度」があります。



※厚生労働省HPより

監視体制の概要



出典：厚生労働省「輸入食品の安全性確保の取組み」

〈参考：令和元年度の輸入食品の検査検査における国別の違反状況〉

国名	届出件数	検査件数	違反件数	違反割合(※)
中国	842,228 件	80,102 件	185 件	0.2%
タイ	168,450 件	11,423 件	37 件	0.3%
ベトナム	94,534 件	20,228 件	58 件	0.3%
アメリカ	225,458 件	17,915 件	136 件	0.8%
イタリア	124,259 件	8,749 件	32 件	0.4%
フランス	218,430 件	11,353 件	14 件	0.1%

※検査件数に対する違反件数の割合

出典：厚生労働省「令和元年度 輸入食品監視統計」

(4) 消費段階における安全性の確保

消費者が自らの判断で食品を適切に選択できるよう、食品の安全性に関する情報や食品表示の知識等を積極的に提供します。

家庭における食品による健康被害の発生を未然に防止するため、食品の取扱いなど基本的な食品衛生に関する知識を消費者へ普及させます。

また、消費者からの食品の安全性に関するさまざまな相談等に対して、適切な情報提供や助言を行い、消費者の安全安心の確保を図ります。

現状と課題

【消費者の食品の安全性に関する理解】

- 消費者が、食品の安全性についての理解を深め、消費者自身の判断により食品を選択することができるよう、食品の安全性に関する情報を適切に分かりやすく消費者に伝えることが重要です。
そのためには、子どもの頃から食の安全について興味を持ち、正しい知識を習得しながら判断する力を養う必要があります。

【食中毒による健康被害の発生】

- 年間の食中毒の患者数の約半数がノロウイルスによるものであり、うち約7割が11月～2月の時期に発生しています。ノロウイルスは感染力が強く、集団食中毒などが発生しやすいので、特に対策が必要です。
また、気温や湿度が高くなり細菌が増殖しやすい夏場は、カンピロバクター等の細菌性食中毒が発生しやすく、その他、フグ毒や有毒な植物（毒キノコやクワズイモ等）など自然毒による食中毒も発生していることから対策が必要です。
- 食中毒は、レストランや旅館等の飲食店で発生するものもありますが、家庭での食事が原因となる事例も多く発生しており、家庭における食中毒予防のための対策も重要です。

【食品の安全性に対する関心の高まり】

- 近年、食に対する信頼を揺るがすような全国的な事件が多く発生しており、県民の食品に対する関心が高まっているため、疑問に対して的確な情報を提供することや、苦情や相談に対して適切に対応することなどにより、県民の不安解消を図っていくことが重要です。

具体的取組み

① 食品の安全性や食品衛生に関する知識の普及促進

- 県民の要望により県の担当職員が出向き、食品の安全性の確保に関する情報や県の施策等について説明する「県職員出前講座(※)」の実施、食の安全に関するセミナーや地域で行う意見交換会の開催等を通じて、県民の基本的な知識の普及を促進します。【くらしの安全推進課】
- 県の保健所等において、監視指導計画に基づき、食品衛生講習会等を開催し、消費者の食品衛生への意識向上を図ります。【健康危機管理課】
- 県ホームページに家庭における食中毒予防のポイントなどの情報を掲載し、消費者に向けた食品衛生知識の普及啓発に努め、健康被害の発生防止を図ります。
また、冬場のノロウイルスによる食中毒や、夏場の細菌性食中毒、ふぐ毒や貝毒、有毒なキノコ等の自然毒による食中毒を防止するため、県ホームページによる注意喚起を行います。【健康危機管理課】

② 若年層への食の安全に関する学習機会の提供

- 中学生や高校生などを対象とした講座等を開催し、若年層の食品衛生や食品表示等の食の安全に関する知識の習得を促進します。【くらしの安全推進課】
- 「くまもと食の安全安心県民会議」の構成団体等が開催するイベントを活用し、小・中・高校生等に対し食の安全に関する知識の普及を積極的に行います。【くらしの安全推進課】

③ 消費者相談体制の充実

- 食の安全安心に関する問い合わせや苦情・相談等については、県庁の「食の安全110番」や、各保健所等において受け付け、適切な対応を行います。【くらしの安全推進課】



<食の安全110番 096-387-5558>

- ・受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ・受付情報：不適正表示等食品表示に関する情報、表示制度に関する質問等

- 県消費生活センターにおいて、消費者の苦情・相談を受け付け、必要に応じて関係機関と連携した商品テストを実施します。
商品テストにより得られた結果について、適切な情報提供を行うことにより、消費者の被害の未然防止を図ります。 【消費生活課】

参考指標

指 標	R1年度
「食の安全110番」に寄せられた相談・苦情等への対応件数	727件

活動指標

指 標	計 画			
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
食の安全セミナー・出前講座等の開催回数	40回／年			
食品衛生講習会の受講者数（再掲）	15,000人／年			
中学生・高校生等を対象とした講座等の開催回数	5回／年			
関係団体等が開催するイベント等における県の取組みや食の安全に関する普及啓発回数	5回／年			

2 正確で分かりやすい情報の提供

(1) 適正な食品表示の推進

食品表示は、消費者が食品を購入する際の重要な判断材料となるものであり、食品表示法(※)等の関係法令に基づいて、適正に行われなければなりません。

消費者に正確で分かりやすい食品表示とするため、食品関連事業者へ食品表示制度(※)に関する正しい知識を普及・啓発するとともに、食品表示に対する監視指導を強化し、不適正な表示を排除することにより消費者の食品表示に対する信頼を確保します。

現状と課題

【食品関連事業者等への食品表示制度の知識普及等】

- 食品表示は、関連法令が多岐にわたり、表示内容も複雑であることから、事業者の制度に対する理解不足や確認漏れ等による不適正な表示が依然として見られます。

平成29年(2017年)9月には食品表示基準の一部改正があり、これにより国内で製造された全ての加工食品についての重量割合1位の原材料の産地を表示することが必要となりました。新制度の経過措置期間(令和4年3月31日まで)は残すところ1年間となったため、食品関連事業者を対象とした説明会等を実施し、新しい表示への移行が円滑に行われるよう知識の普及を図る必要があります。

特に、小規模の事業者等が製造した加工食品において、一部に食品表示制度の知識不足による不適正な表示が見受けられることから、小規模の事業所等への食品表示制度の普及・啓発や巡回指導を重点的に実施する必要があります。

【食品表示に対する監視指導の徹底】

- 食品表示の適正化を図るため、巡回調査や食品表示ウォッチャー(※)との連携による監視指導を行うとともに、事業者自らの表示適正化への意識向上を図る必要があることから、食品適正表示推進者(※)の設置を促進しています。

しかしながら、食品の不適正表示は依然として見受けられ、特に、産地偽装の問題は全国的に後を絶たない状況であるため、本県においても、引き続き事業者への監視指導の徹底が必要です。

- また、県民のボランティアによる食品表示ウォッチャーと連携し、引き続き食品販売店における食品表示状況の日常的な監視を行う必要があります。

具体的取組み

① 食品関連事業者への食品表示制度の周知及び相談対応

- 食品表示制度の普及・啓発のため、食品関連事業者等を対象とした説明会等を必要に応じて開催し、事業者による適正表示を推進するとともに、事業所への食品適正表示推進者の設置を進め、自主的な適正表示への取組みを促進します。
特に、小規模の事業者等に対し、食品の適正表示を推進するため、計画的な説明会の実施や研修状況の紹介、食品適正表示推進者の設置の促進を図ります。
【くらしの安全推進課】
- 「食の安全110番」において食品関連事業者等からの問い合わせや相談に対応し、食品表示に関する情報提供や助言を行います。
【くらしの安全推進課】
- 栄養成分表示について、適正な表示ができるよう、引続き食品関連事業者への指導や制度の周知徹底を行います。
【健康づくり推進課】

② 適正な食品表示を確保するための監視指導・巡回調査の実施

- 食品表示法に基づく適正表示を推進するため、食品表示の強化月間（夏期・年末）を設けるなどして、県庁内関係部局と連携し、巡回指導を実施します。
また、不適正表示についての改善指導後の確認作業を実施します。
特に、小規模事業者等を対象に、食品表示制度の普及・啓発や巡回指導を重点的に実施します。
【くらしの安全推進課】
- 「食の安全110番」や各保健所等において、食品表示に関する相談・苦情等を受け付け、食品関連事業者への調査・指導を行います。
食品の偽装が疑われる情報を得た場合には、関係機関と連携し、事実の解明に努めるとともに、改善が必要な場合には、そのための措置を行います。
【くらしの安全推進課・健康危機管理課・健康づくり推進課】
- 食品衛生監視指導計画等に基づき、食品関連施設への立入調査を実施し、輸入食品、アレルギー等の検査を継続的に行い、不適正な表示を行う食品等事業者に対し改善指導等を行います。
【健康危機管理課】

- ボランティアで日常的なモニタリング活動を行う食品表示ウォッチャーと連携し、県民の視点からも食品表示の適正化に努めます。
【くらしの安全推進課】
- 適正な内容量の表示を確保するため、計量法に基づく立入検査を行うとともに、県内の消費者を計量モニターとして任命し、市場の監視を行います。
【産業技術センター】

③ 消費者の理解促進

- 消費者教育の一環として、消費者の食品表示に関する基本的知識取得のため、消費者の要請に応じた県職員出前講座等を開催し、食品表示に対する意識の向上を図ります。
【くらしの安全推進課】
- 食品表示に関する知識と理解を深めてもらうための講習会や研修会を定期的で開催し、食品表示ウォッチャーの資質の向上を図ります。
【くらしの安全推進課】

参考指標

指 標	R1年度
「食の安全110番」に寄せられた相談・苦情等への対応件数（再掲）	727件

活動指標

指 標	計 画			
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
出前講座・食品表示に係る説明会等の開催回数	40回／年			
食品適正表示推進者講習会の受講者数	50人／年			
事業者向け講習会等で食品表示方法について「理解できた」と回答した受講者の割合（受講者アンケート結果）	80%			
食品関連事業者講習会の参加人数（栄養成分表示や虚偽誇大広告等）	2000人／年			
食品衛生監視指導計画に基づく監視率（再掲）	100%			
食品中のアレルゲンの検査検体数（延べ）（再掲）	24検体／年			
小規模事業所への食品表示巡回調査・指導件数（延べ）	220件／年			
食品関連事業者への監視指導施設数（栄養成分表示や虚偽誇大広告等）	30件／年			
食品表示ウォッチャーの新規登録者数	120人／年			
消費者講習会の参加人数（栄養成分表示や虚偽誇大広告等）	600人／年			

＜食品表示に関する主な法律＞

法律等の名称	目的	主な内容
食品表示法	食品を摂取する際の安全性及び消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称、原材料名、原料原産地名、内容量、食品添加物、消費期限又は賞味期限、保存方法、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所、製造者（又は加工者）氏名又は名称及び製造所（又は加工所）所在地、アレルギー、栄養成分表示 ・ 遺伝子組み換え食品に関する事項
不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)	公正な競争を確保し、一般消費者の利益を保護	品質・規格その他の内容について著しく優良と誤認される表示（優良誤認）、価格や取引条件について著しく有利であると誤認される表示（有利誤認）、その他、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認させる恐れのある表示の禁止
計量法	内容量の適正な表示	特定商品のうち、容器又は包装に密閉して販売する特定商品の正味量

食品表示は、食品の種類によって表示すべき項目が異なります。

例) 食品表示法に基づく表示項目

農産物



- ・ 名称
- ・ 原産地

畜産物



- ・ 名称
- ・ 原産地

水産物



- ・ 名称
- ・ 原産地
- ・ 解凍
- ・ 養殖

玄米及び精米



- ・ 名称
- ・ 原料玄米
- ・ 内容量
- ・ 精米時期等
- ・ 販売業者等

加工食品



- ・ 名称
- ・ 原材料名
- ・ 原料原産地名
- ・ 添加物
- ・ 内容量
- ・ 消費期限または賞味期限
- ・ 保存方法
- ・ 製造業者等
- ・ アレルギーの表示
- ・ 栄養成分表示

(2) 的確な情報収集・提供の推進

食品の安全性に関する情報や県の施策等に関する情報については、県民の視点に立ち、正確で分かりやすく、迅速に提供するとともに、積極的な情報提供を通じて、施策に関する透明性と信頼性の向上を図ることが必要です。

消費者の信頼を確保するため、農林水産物の生産情報の公開等、食品関連事業者による自主的な取組みを促進します。

現状と課題

【食品関連事業者による積極的な情報公開】

- 食品の安全性に対する消費者の関心が高い中、消費者の食の安全安心を確保するためには、その生産情報を積極的に提供する必要があり、本県では、農産物の生産履歴記帳の推進を図っています。
今後、水産物や林産物についても、生産履歴記帳の推進が必要です。
- 平成20年(2008年)に発覚した政府米事故米穀の不正規流通事件の発生を踏まえ、米穀事業者(※)に対し、米や米加工品の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付ける「米トレーサビリティ法(※)」が制定されました。引き続き、県内の米穀事業者への制度の普及・啓発や実施の徹底を図ることが必要です。
- 食品関連事業者が自主回収に係る情報を県民へ提供する際、特に小規模事業者において、情報提供に要する経費が負担となる場合があることから、被害発生防止のためには、消費者への迅速な情報提供が必要です。
- 食品衛生法及び食品表示法の改正により、食品による健康被害の発生を防止するため、事業者が食品リコール(自主回収)を行う場合、県への届出が義務化され、令和3年(2021年)6月から完全施行となります。

【県による食の安全安心に関する情報の迅速な提供等】

- 食の安全安心に関する情報は、県ホームページやパンフレット等を通じて、県民に提供しています。
また、食品による健康被害の発生事例等については、被害拡大防止のために速やかに県ホームページに情報を掲載するなど迅速な対応を行っています。
- 「九州・山口地域食の安全安心行政ネットワーク」(※)により、各自治体間において食の安全安心に関する情報交換等を日頃から行い、連携を深め、危機発生時には迅速な対応を図っています。
- 食の安全安心に関する県民からの相談・苦情等については、県庁の「食の安全110番」や各保健所等で受け付けていますが、県庁と保健所等との間で情報共有を進め、効果的に活用する必要があります。

具体的取組み

① 農林水産物の生産履歴記帳及びトレーサビリティシステムの普及の促進等

- 農林水産物の生産履歴記帳の推進を図るため、生産者や各団体への情報提供等、普及啓発を行います。【農業技術課】
- 農業団体による生産履歴情報のデータベース化や集出荷記録の管理の徹底等、県産農産物のトレーサビリティシステムの普及を促進します。
- 牛トレーサビリティ法に基づく家畜個体識別管理システムの適正な運用を図るため、畜産農家への指導及び支援を行います。【畜産課】
- 米トレーサビリティ法に基づく米穀等の取引記録の作成・保存及び消費者等への産地情報伝達の適正な実施を図るため、生産者や製造・加工、販売業者、外食店等の米穀事業者に対して、国と連携して普及・啓発や巡回指導を行います。【農産園芸課・くらしの安全推進課】
- トラフグ、マダイ、ブリ、シマアジ等養殖業者の認証制度について、引き続き周知を図り、国の生産情報公表JAS規格やGAP制度を考慮しながら、本県認証体制の充実を図ります。【水産振興課】

② 食品関連事業者による自主的な情報提供の促進

- 食品関連事業者からの県への協力依頼に基づき、県内の食品関連施設で製造された食品の自主回収情報について、必要に応じて県ホームページ等で県民に提供します。【健康危機管理課】
- 食品の自主回収のうち、病原微生物に汚染され、または異物の混入により人の健康を損なうおそれのあるものやアレルギー表示の欠落等、食品衛生法及び食品表示法違反またはそのおそれがあるものについては、健康被害の発生や拡大を防止するため、県への届出が必要となりました。届出された情報は、厚生労働省へ報告し、国のシステムで一元的に管理され、消費者へ公表されます。【健康危機管理課】
- セミナー等における消費者との相互交流を通じて、食品の安全性に関する食品関連事業者の自主的な情報提供の促進を図ります。【くらしの安全推進課】

③ 県の施策等に関する情報提供

- 県が行う食品検査や食品表示調査等の結果については、県ホームページを通じて定期的に公表します。【くらしの安全推進課】
- 食品による健康被害の発生事例等については、被害拡大防止のために速やかに県ホームページや報道機関による正確な情報提供を行います。【健康危機管理課】

④ 他の機関等からの情報収集と提供

- 厚生労働省や農林水産省、消費者庁や内閣府食品安全委員会などの国の機関や、他の自治体から食の安全に関する情報を広く収集し、県ホームページや市町村食の安全安心メールネットワークシステム等を通じて、積極的に県民に提供します。【くらしの安全推進課】
- 危機発生時の県民への迅速かつ正確な情報提供のため、「九州・山口地域食の安全安心行政ネットワーク」などにより、他の自治体との連携を図ります。【くらしの安全推進課】
- 県庁の「食の安全110番」や各保健所等に寄せられた相談・苦情等について、情報の共有を進め迅速な対応に努めます。【くらしの安全推進課】

成果指標

指 標	R1年度	目 標 値			
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
くまもとグリーン農業生産宣言者が販売農業者に占める割合（再掲）	53%	—※1	—※1	—※1	70%
トラフグ・マダイ・ブリ・シマアジ等養殖業者の認証率（再掲）	50%	50%	51%	53%	54%
農場 HACCP 認証農場数（再掲）	8 戸	—	—	10 戸	10 戸
国際水準 GAP 認証数（再掲）	149 経営体	—	—	580 経営体	650 経営体
畜産 GAP 取組農場数（再掲）	1 戸	—	—	5 戸	6 戸

※1 「第2期地下水と水をはぐくむ農業の推進に関する計画」により、R6年度のみ目標値が定められているため。

活動指標

指 標	計 画			
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
食品衛生講習会の受講者数（再掲）	15,000 人／年			
食の安全セミナー・出前講座等の開催回数（再掲）	40 回／年			
県ホームページでの情報提供件数	60 件／年			
食品検査結果の公表回数	12 回／年			
市町村食の安全安心メールネットワークを活用した情報提供件数	12 件／年			

3 関係者の相互理解と信頼関係の確立

(1) リスクコミュニケーションや関係者間の連携の促進

食品の安全性の確保を的確に進めるためには、消費者や食品関連事業者、行政等の関係者間で、情報や意見の交換を行い、信頼関係を築くことが重要であり、相互理解に基づいた関係者間の連携した取組みを今後さらに進めていく必要があります。

現状と課題

【関係者間の食品の安全性に関する情報共有や相互理解】

- 食品に対する不安感は、食品の安全性そのものに対してのみならず、消費者や食品を提供する側の食品関連事業者、規制や監視指導等を行う行政等、関係者間の情報共有や相互理解の不足にもよる部分もあると考えられます。
- 食の安全安心確保のためには、食品には一定のリスクが存在することを前提に消費者や食品関連事業者、行政等の関係者が情報を共有して意思疎通を図り、信頼関係に基づく相互理解を深めていくこと、すなわち「リスクコミュニケーション」の促進が重要です。
- 本県では、食の生産から消費に至る各段階の関係団体と学識経験者で構成する「くまもと食の安全安心県民会議」（以下「県民会議」という。）を設置し、毎年度、食の安全セミナーを開催するなどして、関係者間のリスクコミュニケーションを行っています。
また、地域での意見交換会を開催するなど、広く県民との意見交換や情報交換を通じて関係者間の交流を深めています。

具体的取組み

① 行政、食品関連事業者及び消費者等による意見交換の促進

- 食の安全安心に関する食品関連事業者、消費者及び行政の関係者間の意見交換を行うため、引き続き県民会議等を定期的で開催します。
【くらしの安全推進課】
- 食品表示や食品添加物、食品関連事業者のコンプライアンス等、消費者等の関心が高いテーマを設定した食の安全セミナーや地域での意見交換会等を開催し、情報の提供や意見交換を行います。
【くらしの安全推進課】

- 県民向けの出前講座や研修会等を積極的に開催し、食の安全安心確保に関する取組みなどを分かりやすく県民に伝えます。 【くらしの安全推進課】
- 一日食品衛生監視員事業として、食品関連事業者、消費者及び行政の関係者が意見交換を行い、食品衛生の普及啓発や食品の安全性に関する情報提供を行います。 【健康危機管理課】

② 食品関連事業者と消費者による取組みの促進

- 県民会議の構成団体間でイベント情報や取組み内容、人材情報等を共有し、食品関連事業者と消費者がそれぞれの取組みに活用するなど、連携した取組みを促進します。 【くらしの安全推進課】
- また、県民会議の構成団体と連携し、食の安全安心の普及・啓発用資料等の作成・活用を行います。 【くらしの安全推進課】

参考指標

指 標	R1年度
販売されている食品に不安を感じる県民の割合 (県民アンケート調査結果)	40.2%

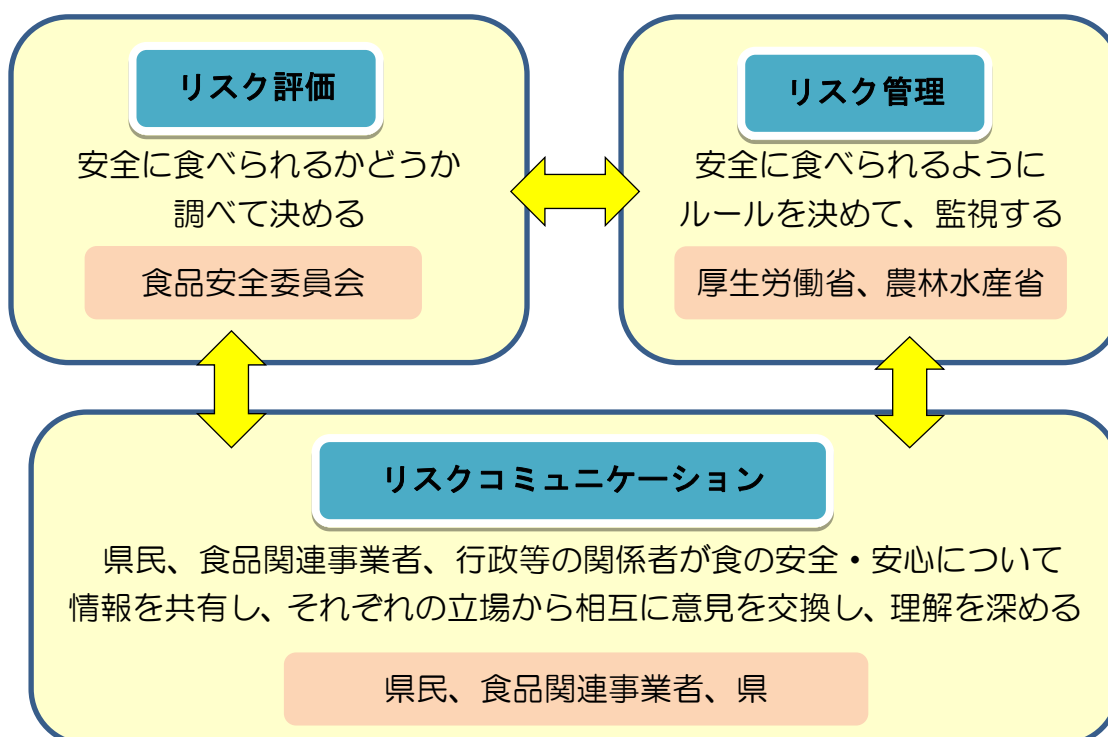
活動指標

指 標	計 画			
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
食の安全セミナー・出前講座等の開催回数 (再掲)	40 回／年			
一日食品衛生監視員事業等の実施	全保健所及び食肉衛生検査所(11)で実施／年※1			
くまもと食の安全安心県民会議等の開催回数	2 回／年			

※1 食肉衛生検査所においてもリスクコミュニケーション事業に取り組んでいるため追加。

食の安全確保のための「リスク分析」とは

食品に含まれる危害要因が健康に及ぼす悪影響について、その発生を防止し、またはそのリスクを最小限にするための考え方であり、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションの3つの要素からなります。



【リスクコミュニケーションの重要性】

食品の安全性を考える際に、県民、食品関連事業者、行政等の関係者間で、それぞれの立場や経験、知識等の違いにより、リスクの捉え方が大きく異なります。

どんな食品にも、食べ方や量によっては多少のリスクがあることを前提としたうえで、関係者が意見交換を行い、相互理解を深めることにより、関係者の意見を反映した食の安全確保のための適切な取組みを講じることが出来ます。

(2) 消費者等の意見の反映

食の安全安心に関する県民ニーズを把握し、県民参加を進めていくためには、日頃から消費者や食品関連事業者等の関係者の意見を広く集め、施策に反映させるための仕組みづくりが必要です。

現状と課題

【消費者や食品関連事業者等からの意見の聴取及び施策への反映】

- 食の安全に関する県民からの相談・苦情等は、県庁の「食の安全110番」や各保健所等で受け付けています。
- 県民会議や食の安全セミナー等の開催を通じて、県民からの食の安全に関する意見を聴取していますが、多くの意見を聴取するために、地域や小規模での開催など開催手法についての工夫が必要です。
- 県民にとってより身近な公的機関である地域振興局や市町村を通じた意見の収集及び相談対応の方策を検討する必要があります。
- 消費者の意見を反映するための前提として、行政や食品関連事業者が消費者に対し食の安全に関する正確な情報を提供するとともに、消費者自らが食の安全に関する知識と理解を深め、その知識と理解をもとに、適正に判断し意見を表明する必要があります。

具体的取組み

① くまもと食の安全安心県民会議の運営

- 県民会議を定期的に行い、食の生産から製造・加工、流通・販売及び消費に至る各段階における県民の意見を幅広く集め、食の安全安心確保に関する施策に反映させます。 【くらしの安全推進課】



② 県民からの相談・苦情等への対応

- 県庁の「食の安全110番」や各保健所等において、県民からの食の安全に関する相談・苦情等を受け付け、必要な調査等、適切な対応を行います。また、「食の安全110番」の相談受付状況等については、県ホームページに掲載します。 【くらしの安全推進課】

③ 地域振興局や関係団体等を通じた意見の収集

- 消費者団体や生産者団体等の関係団体等が開催する食の安全安心に関する講習会等へ県職員を派遣し、県民の意見を収集します。
【くらしの安全推進課】
- 地域で行う食の安全に関する意見交換会や出前講座等の開催を通して、地域における県民の意見を聴取します。
【くらしの安全推進課】

参考指標

指 標	R1年度
「食の安全110番」に寄せられた相談・苦情等への対応件数（再掲）	727件

活動指標

指 標	計 画			
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
くまもと食の安全安心県民会議等の開催回数(再掲)	2回／年			
食の安全セミナー・出前講座等の開催回数(再掲)	40回／年			

(3) 食の安全安心につながる食育の推進及び農林水産業への理解と共感の醸成

県民が、安全な食品を自ら選び、食することができる力を身につけられるよう、食育を通じて、食の安全安心についての知識と理解を深めます。
また、地産地消の取組みや都市と農村の交流等を通じて、消費者と生産者等の食品関連事業者との信頼関係を築き、農林水産業への理解を深めます。

現状と課題

【食の安全安心につながる食育の推進】

- 消費者は、食の安全安心に関する知識と理解を深め、安全な食品を購入するといった消費行動を通して、行政の施策や食品関連事業者の取組みを促すことが必要です。
- 県民一人ひとりが食に対する正しい知識や食習慣を身につけ、健全で豊かな食生活を送る能力を育むため、平成30年(2018年)3月に「熊本県健康食生活・食育推進計画」を策定しました。この計画に基づき、子どもの頃から生涯を通じて食の安全性に関する知識と理解を深め、安全な食品を自ら選び、食することができる力を身につけるための取組みを進めています。
- 食の安全安心について、より理解を深めてもらうため、体験型学習やイベントの開催等、県民への学習機会の提供が必要です。

【農林水産業への理解と共感の醸成】

- 消費者の食に対する不安感が高い背景には、農林水産業への理解が十分でなかったり、消費者と生産者の相互理解に基づく信頼関係が不足していたりすることが、その一因になっていると考えられます。
- 地元でとれた農林水産物を地元で消費する地産地消の取組みや、体験活動を通じた都市と農山漁村の交流は、消費者と生産者等の食品関連事業者との相互理解を深め、信頼関係を築くことにもつながるため、そのような取組みを引き続き進めることが重要です。
- 消費者と生産者、都市と農山漁村が強い絆で結びつき、水田や森林、海が持つ多面的機能や食料供給機能等について、県民が理解し、農林水産業や農山漁村を県民の共通財産として守っていく必要があります。

具体的取組み

① 食の安全安心につながる食育の普及啓発

- 各種イベントや体験型学習等の食に関する学習の機会を提供し、県民の食への理解を深めます。【くらしの安全推進課】
- 自主的な学習に取り組む学校PTAや地域団体等の要請に基づき、県職員出前講座や研修会を実施し、県民のニーズに応じた学習機会の場を提供します。【くらしの安全推進課】
- 中学生や高校生に対して食品衛生や食品表示等に関する講座を開催し、食の安全に関する知識の習得を促進します。【くらしの安全推進課】
- 子ども用及び高齢者用の学習用教材を活用し、県民のライフステージの特性に応じた情報を提供します。【健康づくり推進課】
- 県内市町村の食育推進計画策定を支援し、地域における食育の推進を図ります。【健康づくり推進課】

② 地産地消や都市と農山漁村の交流の促進

- ホームページ「熊本県地産地消サイト」での情報発信や地産地消協力店の指定を行うとともに、農業フェア開催の支援等、消費者、生産者相互の「顔の見える関係」づくりを進めます。【流通アグリビジネス課】
- 生産者、流通業者、消費者等で構成される「くまもと食・農ネットワーク」(※)の活動支援等を通じて、地産地消を促進します。【流通アグリビジネス課】
- 各地域で郷土の伝統料理等について卓越した知識、経験、技術等を有し、伝承活動等に取り組んでいる「くまもとふるさと食の名人」の活動を通じて県民の食への理解を促進します。【むらづくり課】
- 農山漁村における活発な地域活動の継続的な展開とその情報発信を支援し、都市住民等との滞在型・体験型の交流を促進します。【むらづくり課】
- 稚魚放流や地引き網漁業の体験を通じ、漁業へ触れ合う機会を増やすことにより、県民の理解と関心を深めます。【水産振興課】

成果指標

指 標	R1年度	目 標 値			
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
食育の考え方や内容を知り、日常生活の中に生かしている県民の割合(県民アンケート調査結果)	40.9%	50%			

参考指標

指 標	R1年度
地産地消に関心があり、県産農林水産物を購入するようにしている県民の割合(県民アンケート調査結果)	45.7%

活動指標

指 標	計 画			
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
中学生・高校生等を対象とした講座等の開催回数(再掲)	5 回／年			

(4) 食の安全安心確保のための取組みに関する情報発信

消費者の県内の食品に対する信頼を確保するためには、県や関係団体が行う食の安全安心確保に向けた取組みについての理解を深めることが重要であることから、その取組みについて積極的に情報を発信します。

現状と課題

【積極的な情報発信の必要性】

- 全国的に大きく報道される事件や県内に影響を及ぼす事件が後を絶たず、県民の食に対する不安感は依然として高いことから、食の生産から消費に至る各段階の関係団体や県の食の安全安心確保に向けた取組みについて、日頃から消費者の理解を深め、県内で流通する食品に対する信頼を確保するよう、積極的に情報を発信する仕組みづくりが必要です。

【各種認証制度等の認知度向上】

- 本県では、食の安全安心に関連する生産物の認証や店舗の登録等の制度をつくり、その普及に取り組んでいます。
その制度を普及・定着させるためには、各種認証制度等の信頼性を高めることはもとより、県内外の消費者に各種認証制度等を理解してもらい、その認知度を向上させる必要があります。

具体的取組み

① 県内の取組みの積極的な情報発信

- 本計画に基づく県の取組みについて、県のホームページやセミナー等において積極的に情報を発信します。【くらしの安全推進課】
- 県民会議の各構成団体や市町村と県との連携を図るとともに、イベントの機会やホームページなどを活用し、県内の取組みについて効果的な情報発信を行います。【くらしの安全推進課】


② 各種認証制度等の認知度向上

- 食の安全安心に関連する県の農林水産物の各種認証・登録制度等の充実と適正な運用を図るとともに、消費者や食品関連事業者に対しPR活動を行います。
- また、各種認証制度等のPR活動を通して、県内産の農林水産物やその加工品の信頼確保に努めます。

活動指標

指 標	計 画			
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
県ホームページでの情報提供件数(再掲)	60 件／年			
関係団体等が開催するイベント等における県の取組みや食の安全に関する普及啓発回数(再掲)	5 回／年			

<食の安全安心に関連する各種認証・登録制度等>

制度(取組)名	マーク	制度(取組)内容	認証等
くまもとグリーン農業	 <p>JAS—宣言番号 (制度によりマークは異なる)</p>	土づくりを基本として、慣行農法に比べて化学肥料や化学合成農薬を削減するなど環境にやさしい農業	生産宣言 (県・くまもとグリーン農業推進委員会)
熊本型特別栽培農産物 (有作くん)		化学肥料と化学合成農薬が慣行の50%以上減、肥料の総使用量が規定以下で栽培された農産物	県が認証
エコファーマー		土づくりと減化学肥料・減農薬に取り組む農家の愛称	県知事が計画を認定

制度（取組）名	マーク	制度（取組）内容	認証等
<p>熊本県 適正養殖業者認証制度</p>		<p>マダイ、ブリ、トラフグ、シマアジ等を適正な方法で養殖し、その魚の安全性を証明できる養殖業者を認証</p>	<p>熊本県漁業協同組合連合会と県が認証</p>
<p>原木栽培しいたけ</p>		<p>「原木栽培しいたけ」は本県の代表的な特用林産物であり、クヌギ等の地域森林資源が有効に利用されるため、原木による栽培方法を推奨。害菌等の防除にあたって、栽培環境改善などを主体とした対策を指導</p>	<p>推奨</p>
<p>熊本県 食品適正表示推進者制度</p>		<p>食品関連事業所における食品の適正表示及び消費者への正確な情報提供を担う食品適正表示推進者を設置する制度</p>	<p>県・（一社）熊本県食品衛生協会が登録</p>
<p>有機 JAS</p>	 <p>認定機関名 認定番号</p>	<p>化学肥料や化学合成農薬は原則使用しない等の有機 JAS 規格に定められた基準により生産された食品</p>	<p>国から認定を受けた組織（登録認定機関）が認定</p>

4 食の安全安心確保のための体制の充実

(1) 食の安全安心確保のための取組みの総合的推進

食の安全安心に関する施策の総合的な推進のため、県庁内関係部局とのより一層の連携、情報共有を行います。
また、国や関係機関等との連携を強化し、迅速かつ適切な対応を図ります。

現状と課題

【施策の総合的推進のための県庁内体制整備の必要性】

- 本県では、知事を会長とする「熊本県食の安全対策会議(※)」(以下「対策会議」という。)を設置し、県庁内関係部局が連携しながら食の安全安心確保に関する取組みを推進していますが、依然として、食品の安全性に対する消費者の信頼を揺るがす問題が後を絶たず、関係機関等との連携強化や取組みの総合的推進を図る必要があります。
- 食の安全安心確保のためには、生産から消費に至るまでさまざまな取組みが必要であり、県庁内においても多くの関係課がそれぞれに応じた取組みを実施していますが、一体となって効果的に施策を推進するためには、県庁内の総合的な連絡・調整が必要です。

【食品流通の広域化等への対応】

- 食品流通の広域化に伴い、食中毒等の食品の事件・事故、違反食品の流通等の問題が発生した場合、その関係自治体は複数に及ぶことが増えています。県庁内における連携はもとより、関係自治体間の迅速な連携や情報共有が重要です。
- また、自治体だけでは解決できない問題に関しては、必要な対応について国へ働きかけるとともに、情報の収集や連絡調整が必要です。

具体的取組み

① 県庁内関係部局の連携強化

- 対策会議を中心に、県庁内関係部局の横断的な体制を整備し、連携強化と情報共有化を図り、食の安全安心の確保に関する施策を総合的、計画的に推進します。
【くらしの安全推進課】
- くらしの安全推進課を食の安全安心確保対策に関する県庁内の総合調整窓口とし、関係各課が連携して円滑な施策の推進を図ります。
【くらしの安全推進課】

② 国、市町村及び関係機関等との連携

- 厚生労働省や農林水産省、消費者庁、内閣府食品安全委員会等の国の機関や他自治体等との連携を図り、情報の収集と提供に努めます。
食の安全安心の確保を図るために広域的な取組みを必要とする施策について、国に対し積極的な提案や要請を行います。 【くらしの安全推進課】
- また、「九州・山口地域食の安全安心行政ネットワーク」などを活用し、日頃から他自治体との連携を図ります。 【くらしの安全推進課】
- 県内の市町村に対しては、メールによるネットワークを活用し、食の安全安心に関する情報の交換を行います。 【くらしの安全推進課】
- 県民会議において、食品関連事業者、消費者及び行政等が情報・意見交換を行い、食の安全安心の確保に向けて、それぞれの役割に応じた取組みや関係者が連携・協働した取組みを促進します。 【くらしの安全推進課】
- 不適正な食品表示に関する監視を強化するため、九州農政局、県、県警察本部、熊本市及び（独）農林水産消費安全技術センターで構成する「熊本県食品表示監視協議会」において、不適正な食品表示に関する情報共有や意見交換を行うことで関係機関の連携強化を図ります。 【くらしの安全推進課】

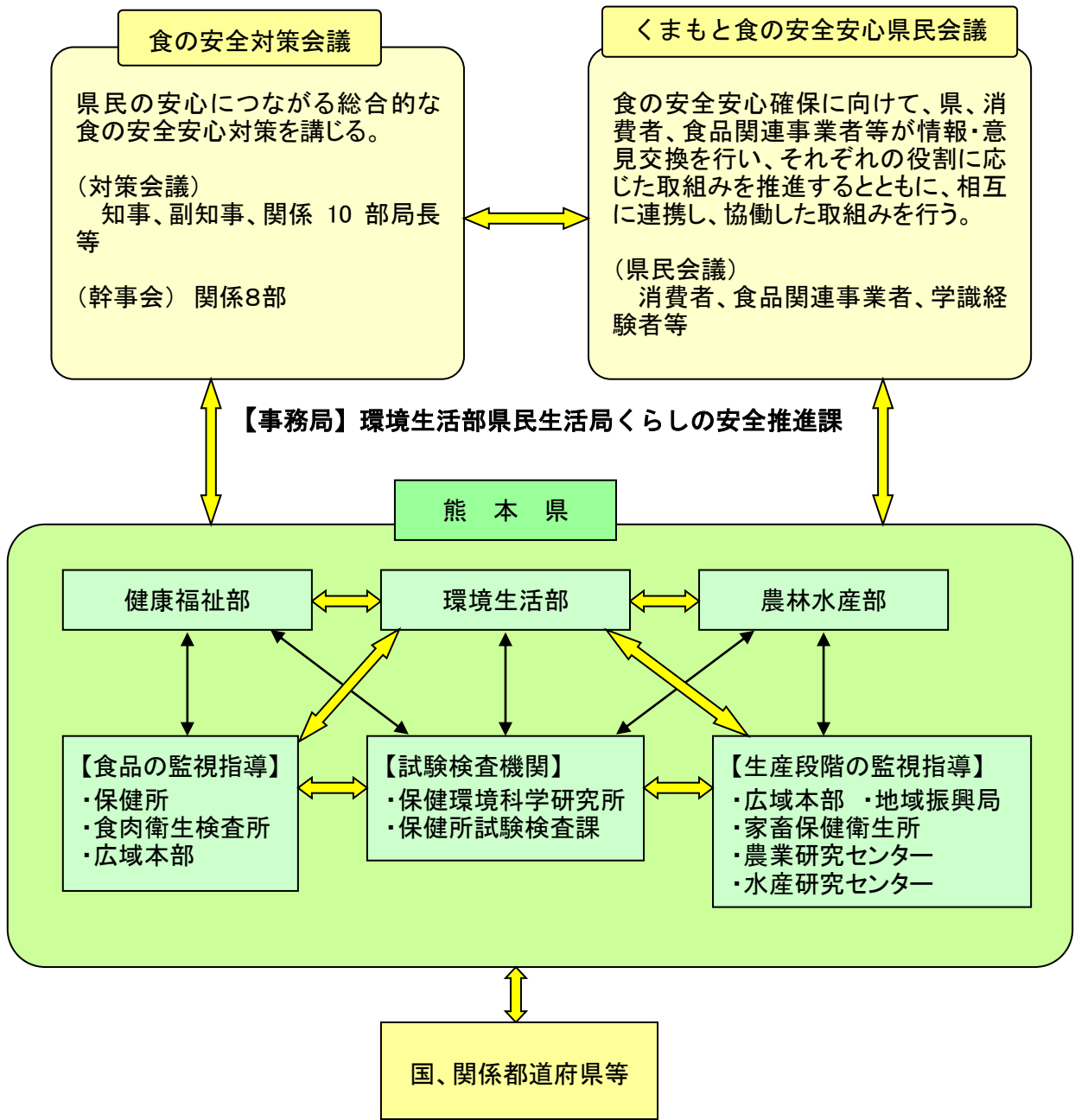
参考指標

指 標	R1年度
食の安全対策会議及び幹事会の開催回数	2回

活動指標

指 標	計 画			
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全国食品安全連絡会議、九州・山口地域食の安全安心連携会議等への出席回数	3回／年			
市町村食の安全安心メールネットワークを活用した情報提供件数（再掲）	12件／年			
くまもと食の安全安心県民会議等の開催回数(再掲)	2回／年			

食の安全安心のための連携体制図



⇔ 連携・協力

→ 指示・報告

(2) 食の安全安心確保に携わる行政関係職員の資質向上及び地域における人材の育成

食の安全を確保するためには、生産から流通・販売に至る各段階における行政による監視指導の徹底や地域におけるリスクコミュニケーション活動等が重要です。

今後もこれらの取組みを確実に進めていくため、行政職員の資質の向上及び連携強化や食品の安全性に関する専門的知識を持つ地域の人材の育成に努めます。

現状と課題

【関係職員の情勢に対応した知識の習得】

- 県では、生産から流通・販売に至る各段階において、関係法令や条例等に基づき、一貫した監視指導を実施しています。

＜食品の生産から流通に至る各段階における県の監視指導＞

生産段階	製造・加工段階	流通・販売段階
【農林水産部】 ・農薬取締法に基づく農薬の販売、使用に対する監視指導 ・動物用医薬品及び水産用医薬品の販売、使用の監視指導	【健康福祉部】 ・適正表示の指導（食品表示法） ・衛生上の基準の遵守等、施設の監視指導 【環境生活部、農林水産部】 ・適正表示の指導（食品表示法） 【商工労働部】 ・適正表示の指導（計量法）	【健康福祉部】 ・適正表示の指導（食品表示法） ・食品衛生法に基づく流通食品の検査・監視等 【環境生活部、農林水産部】 ・適正表示の指導（食品表示法） 【商工労働部】 ・適正表示の指導（計量法）

- 食品関連事業者に対する指導や食品関係施設における監視等にあたっては、それぞれの分野における専門的な知識が要求されることから、関係職員は状況変化に対応した最新の知識の習得が必要不可欠です。

【地域における食の安全に関する専門知識を持つ人材の育成】

- 食の安全安心確保のためには、消費者や食品関連事業者、行政等の関係者間におけるリスクコミュニケーションが重要ですが、地域におけるリスクコミュニケーションを実施する上で、関係者間の橋渡しができる食の安全に関する正しい知識を有する人材が不足していることから、専門知識を有する人材の育成が必要です。

具体的取組み

① 食の安全安心確保に携わる行政関係職員の資質向上

- 食品衛生法に基づき、食品関連施設の立入調査や衛生指導（HACCP関連を含む）を行う食品衛生監視員や、食品表示法に基づき食品表示についての調査や指導を行う職員に対して研修を実施し、関係職員の資質向上を図ります。
【健康危機管理課、くらしの安全推進課】

② 食の安全に係る専門知識を持つ人材の育成

- 農薬指導士や農薬適正使用推進員の認定を通じて、生産段階における農薬の安全使用や適正販売の確保、地域における農薬適正使用の推進を図ります。
【農業技術課】
- 食品表示の日常的なモニタリング活動を行う食品表示ウォッチャーや、食品関連事業所における自主的な適正表示を担う食品適正表示推進者に対して、食品表示に関する知識と理解を深めてもらうための講習会や研修会を開催し、資質の向上を図ります。
【くらしの安全推進課】
- 食品関連学科の生徒等の食の安全に興味関心のある高校生等に対し、食品表示等の食の安全に関する出前講座等を実施することにより、将来の食品関連事業従事者への知識の普及を図ります。
【くらしの安全推進課】
- 地域におけるリスクコミュニケーションをより一層推進するため、内閣府食品安全委員会等の関係機関と連携しながら、各地域で行う食の安全に関する意見交換会等の開催を通じて、専門知識を有するリスクコミュニケーターを育成します。
【くらしの安全推進課】

活動指標

指 標	計 画			
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
食品衛生業務に従事する関係職員に対する研修会の実施	2 回／年			
農薬指導士養成研修の開催回数	1 回／年			
食品表示ウォッチャーの新規登録者数（再掲）	120 人／年			
食品適正表示推進者講習会の受講者数（再掲）	50 人／年			

(3) 食の安全安心確保のための技術の研究開発・普及促進並びに食品検査体制の堅持

食品をとりまく状況の変化に迅速・的確に対応し、科学的知見に基づく食品の安全性の確保を図るため、研究開発の推進やその成果の普及を行う必要があります。

また、関係法令に基づく食品検査の効率的な実施が今後も求められます。

現状と課題

【科学的知見に基づく食品の安全性の確保】

- 安全安心な農水産物や環境に配慮した農作物を生産するために、技術の研究開発とその普及が必要です。
- 県内で採取されるアサリなどの二枚貝の貝毒による健康被害を防ぐため、正確かつ迅速な検査手法による貝毒モニタリング調査が必要です。

【効率的な食品検査の実施及び食品検査体制の充実】

- 本県では、ポジティブリスト制の導入に対応するため、生産から流通に至る各段階における食品検査を県保健環境科学研究所に一元化して行っています。
多種類の農薬を効率よく測定する検査技術として、農薬等の検査分析方法の研究開発を行い、従来は約1週間を要していた検査時間が、現在では3日間程度となっています。
今後もこれらの検査体制を維持し、効率的な食品検査を実施することが必要です。
- 平成23年(2011年)3月に、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に伴う食品の放射性物質による汚染の問題が発生しました。
食品の安全性を確保するため、放射性物質による食品の汚染を検査する必要性が生じた場合に迅速に対応できるよう、放射性物質検査を実施する体制を維持する必要があります。

具体的取組み

① 安全安心な農水産物の生産や加工を支える技術の研究開発と普及・支援

- 県農業研究センターでは、安全安心な農産物を生産するために、農薬の使用量や散布回数を削減した病害虫の総合防除技術及び環境への負荷軽減と土壌生産性の維持を両立した施肥並びに土壌管理技術の研究開発を行います。
【農業研究センター】
- 県水産研究センターでは、安全安心な水産物及び水産加工品を提供するために、オープンラボラトリー（開放型研究施設）を開設し、生産者及び加工業者による水産食品の衛生管理に必要な検査の支援や普及に取り組みます。
【水産研究センター】

② 食品検査手法の開発及び食品検査体制の堅持

- 県水産研究センターでは、貝毒による被害を未然に防ぐため、エライザ法(※)による貝毒力早期モニタリング及び公定法による検査体制を維持し、正確かつ迅速な検査を実施します。
【水産研究センター】
- 県保健環境科学研究所では、残留農薬等の検査において、多種類の農薬等を効率よく測定する検査技術の研究開発を行い、正確かつ迅速な食品検査を実施しています。今後も、これらの検査体制を維持します。
また、研究開発した食品検査技術を活かし、民間における食品の検査実施の支援を行います。
【くらしの安全推進課】
- 県保健環境科学研究所や保健所試験検査課、食肉衛生検査所の食品衛生検査施設における検査精度を維持するため、精度管理(※)及び定期的な内部点検を実施します。
【健康危機管理課】
- 放射性物質による食品の汚染を検査する必要がある場合に備え、放射性物質の検査体制を維持します。
【健康危機管理課】

成果指標

指 標	R1年度	目 標 値			
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
環境にやさしい農業(くまもとグリーン農業)を進める技術の開発数	10 件	10 件／年			

活動指標

指 標	計 画			
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
検査が可能な農薬等の種類	600 種類			
検査対象とする農林水産物の種類	20 種類			
食品検査施設に対する内部点検の実施	1 回／年			

県保健環境科学研究所の食品検査の流れ



(4) 食に関する問題発生時の対応

県民の食の安全安心を確保するために、さまざまな施策を講じていますが、食品流通の広域化、複雑化などにより、食品に関する不測の事態が発生する可能性が高まっています。

このような事態に迅速に対応し、被害の未然防止や拡大防止を図るため、訓練の実施や関係機関との連携強化など、平時からの備えが必要です。

現状と課題

【早急な原因究明や被害の拡大・再発防止】

- 食に関する問題が発生した場合には、「食の安全安心に関する危機管理要項」や具体的対応を定めた各種マニュアル等により対応しています。
- 特に、健康被害の発生が想定される場合には、「健康危機管理マニュアル」の活用等、健康危機管理課を事務局とする健康危機管理システムにおいて迅速な対応を図っており、保健所や県保健環境科学研究所も含め、早急な原因究明や被害の拡大防止、再発防止に努めています。
- 悪性家畜伝染病(※)の発生に備え、熊本県家畜伝染病防疫対策要綱及び疾病毎の防疫対策マニュアルにより、組織体制や対応方針を定めており、迅速かつ的確な防疫対策を実施し、食の安全確保に努めます。

【県庁内の連携強化及び県民への正確・迅速な情報の提供】

- 食の安全安心に関する施策の総合的な推進のため、県庁内に知事を会長とする対策会議を設置しています。問題が発生した場合は、対策会議を中心に、くらしの安全推進課が窓口として、庁内の連絡調整や県民への情報提供を行っています。
なお、健康危機に関する情報については、並行して健康危機管理課が窓口として、庁内関係部局や県民への情報提供を行っています。
- 平成23年(2011年)3月に、東日本大震災で被災した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う食品の放射性物質による汚染が発生し、食品の安全性への不安が全国的に広がりました。このような不測の事態の発生に迅速かつ的確に対応できるよう、日頃から、県庁内関係部局や関係機関との情報交換を行うなど、関係者間の連携を密にするとともに、訓練の実施や危機管理体制のマニュアル等の検証等、関係者の危機管理意識を高めることが必要です。
- 問題発生時に各県間の情報共有を迅速かつ的確に行うための24時間体制の連絡網として、「九州・山口地域食の安全安心行政ネットワーク」が平成17年(2005年)8月に全国で初めて整備され、情報伝達・共有の具体的な手順や方法等を示す危機発生時のマニュアルも作成されています。

- 問題発生時には、関係部局の緊急対応はもちろんですが、県民に必要な情報を速やかに提供することで、被害の未然防止や拡大防止を図るとともに、風評等により県民が不安や混乱を招くことのないようにすることが重要です。

具体的取組み

① 問題発生時の迅速かつ的確な対応

- 食に関する問題が発生した場合は、対策会議を招集し、県庁内部局連携により必要な対策を講じます。
発生した危機に関する相談窓口や広報窓口等を速やかに設置するなど、県民に対し正確で迅速な情報提供を行う体制を整えます。【くらしの安全推進課】
- 健康被害の発生が想定される場合、または発生した場合は、健康危機管理マニュアルにおいて迅速な対応を図り、保健所や県保健環境科学研究所も含め、早急な原因究明や被害の拡大防止、再発防止に努めます。
【健康危機管理課】
- 県内で悪性家畜伝染病が発生した場合は、熊本県家畜伝染病防疫対策要綱に基づき、家畜伝染病対策本部を設置し、早期清浄化及びまん延防止対策を図ります。
また、疾病毎の防疫対策マニュアルに基づき、迅速かつ的確な防疫措置を講じます。
更に、風評被害防止対策として、消費者が家畜伝染病について正しい知識を持つための正確な情報を提供します。【畜産課】
- 食に関する問題について県民から情報提供がなされた場合は、関係法令または条例に基づき、速やかに必要な調査や対策を行います。
- 日頃から職員の危機管理意識を高め、問題発生時に迅速・的確に対応するため、マニュアルに沿った訓練等を、県庁内において定期的実施します。
- 「九州・山口地域食の安全安心行政ネットワーク」を通じ、各県との情報共有を行うとともに、危機発生時の迅速かつ円滑な情報の伝達を図るため、定期的に情報伝達訓練を実施します。【くらしの安全推進課】

② 県民への正確で迅速な情報提供・相談対応

- 県ホームページ等の活用やマスコミを通じて、正確な情報を迅速に県民へ提供することにより、健康被害や風評被害の発生を防止し、消費者の不安感の解消につなげます。
- 「食の安全110番」等に寄せられる県民からの相談や問い合わせなどに、正確で分かりやすい説明により対応します。【くらしの安全推進課】

参考指標

指 標	R1年度
食の安全対策会議及び幹事会の開催回数（再掲）	2回

活動指標

指 標	計 画			
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
県ホームページでの情報提供件数(再掲)	60件／年			

(5) 大規模災害等発生時の食の安全安心の確保

大規模災害(※)が発生した場合は、ライフラインの破壊等により、生活に必要な水や電気、ガスの確保が困難となり、衛生環境の悪化により食中毒が発生しやすい状況になります。避難所等で食中毒が発生すると、集団生活が行われていることから、大規模な被害発生が見込まれます。

災害発生時には、迅速に関係機関と連携を図り、食中毒等の健康被害の防止措置を講じることが必要です。

現状と課題

【災害時の食による健康被害防止体制の整備・被害拡大の防止】

- 平成28年(2016年)4月に発生した熊本地震では、一部の避難所において食中毒が発生しました。このような事案を防ぐために、熊本地震後に策定された「熊本県災害時の感染症・食中毒対策ガイドライン」に基づき、災害発生時には、迅速に感染症対策及び食中毒対策を行う必要があります。
- 食中毒が発生した場合には、被害拡大防止等の措置を講じ、併せて迅速な原因究明を行い、関係機関と連携し被害の拡大防止及び再発防止が必要です。
- 令和2年7月豪雨における災害対応では、「熊本県災害時の感染症・食中毒対策ガイドライン」に基づき、迅速な食中毒対策を実施したことにより、10月末現在まで避難所や炊き出しによる食中毒は発生しませんでした。
- 今後における災害時には、特殊栄養食品の提供や必要な栄養指導、助言を行う等、食に関する個別の配慮が必要となります。また、卵や乳製品、小麦等にアレルギーを持つ方や乳幼児等が、避難所で提供される食事をほとんど食べられなかったケースもあるため、そのような方々への配慮も必要です。

【食の安全に関する必要な情報の迅速な提供】

- 健康被害の拡大防止や風評による混乱を避けるため、県民に必要な情報を迅速かつ正確に提供することが重要です。

具体的取組み

① 食中毒など食による健康被害防止体制の整備及び被害拡大防止等の対策

- 避難所等の集団生活においては、感染症や食中毒が大規模に発生しやすいため、「熊本県災害時の感染症・食中毒対策ガイドライン」に基づき、速やかに感染症対策及び食中毒対策を実施します。【健康危機管理課】
- 避難所で提供される弁当や炊き出しなどによる食中毒発生を防止するため関係機関と連携して弁当製造施設や炊き出し現場等への巡回指導を実施します。【健康危機管理課】
- 災害発生時に食に関する配慮が必要な方（食物アレルギーを持つ方や乳幼児等）が適切な食事をとれるよう、市町村と連携して必要な備蓄等を進めるとともに、市町村が行う避難所等における食の支援に対して助言・指導を実施します。【健康づくり推進課】

② 食の安全に関する必要な情報の迅速な提供

- 避難されている方や避難所管理者に対して、食中毒や食品衛生に関する注意喚起を行うため、チラシやホームページ、テレビ、ラジオ等による啓発を実施します。
また、正しい手洗いや手指消毒方法について、徐々に県民への浸透も見られることから、今後も引き続きパンフレット等を避難所へ配布するなどの取組みを実施します。【健康危機管理課】
- 避難所等で食中毒が発生した場合は、食中毒処理要領や食中毒調査マニュアルに基づき迅速に調査の上、早急な原因究明及び被害拡大防止を図り、併せて県民や関係機関に食中毒発生情報を提供して注意喚起を図ります。【健康危機管理課】

